

平成27年第4回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 9月2日(水)から17日(木)まで16日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
9月2日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
3日	木			
4日	金			
5日	土			
6日	日			
7日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
8日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
9日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
10日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
11日	金	民生産業委員会	9時	付託事件審査
		総務文教委員会		付託事件審査
12日	土			
13日	日			
14日	月	総務文教委員会	9時	付託事件審査
15日	火	決算特別委員会	9時	付託事件審査
16日	水	予 備 日		
17日	木	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成27年鞍手町議会第4回定例会会議録（第1号）						
平成27年 9月2日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成27年 9月2日 午後1時00分			星 正 彦		
	閉 会 開 議			議 長		
平成27年 9月2日 午後1時31分			星 正 彦			
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯉坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	5	竹内利一		6	田中二三輝	

職 出 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成27年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月2日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第73号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 日程第5 議案第74号 鞍手町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第75号 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第7 議案第76号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第77号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第78号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第79号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第80号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第81号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第82号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第83号 平成26年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第84号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第85号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第86号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第87号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第88号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第89号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 議案第90号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 議案第91号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第23 議案第92号 平成26年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第24 議案第93号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除
- 日程第25 議案第94号 鞍手町道路線の変更
- 日程第26 議案第95号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事（第2工区）請負契約の締結

- 日程第27 議案第96号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の変更
- 日程第28 議案第97号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の変更
- 日程第29 議案第98号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の変更
- 日程第30 議案第99号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の変更

平成27年9月2日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成27年第4回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

8月25日の台風15号について行政報告をいたします。

台風15号の状況とそれに伴う町の対応につきましては、8月24日22時12分、鞍手町に暴風警報が発表され、配置体制を第1配備とし、直ちに鞍手町災害警戒本部を設置いたしました。

翌25日午前3時33分大雨・洪水警報が発表され、同7時17分福岡県に記録的短時間大雨情報が発表されたため、配置体制を第2配備とし、同7時30分鞍手町災害対策本部を設置いたしました。

同7時45分に鞍手町に土砂災害警戒情報が発表されたため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に従い、同8時に鞍手町全域に避難勧告を発令いたしました。

発令に伴い、避難所を9ヶ所開設し、各区長、関係機関及び報道機関に連絡をいたしました。また、防災行政用無線及び消防団により町内全域に放送を行いました。同11時15分大雨・洪水警報が注意報になり、危険度が低下したと判断いたしまして、午後0時避難勧告を解除いたしました。また、災害対策本部を災害警戒本部に移行し、16時解散いたしました。

避難者は、自主避難の方が6世帯10人、避難勧告発令後1人が中央公民館に避難されました。

台風に伴う被害につきましては、自宅倉庫補修中に頭蓋骨陥没骨折という重症を負われた方が1名ありました。倉庫等の倒壊が2件、報告を受けただけでも20数件の倒木がありましたが、いずれも人命にかかわるような被害にはなっておりません。

公共施設では、役場庁舎、中央公民館等の雨漏り等が発生しております。

以上、台風15号について、行政報告を終わります。

続きまして、旧鞍手南中学校校舎利用について行政報告をいたします。

本年4月の鞍手中学校開校に伴う旧鞍手北中学校及び旧鞍手南中学校の校舎等の跡地利用については、鞍手町立中学校跡地等利用検討委員会を設置し、平成26年8月から4回にわたって協議を進めてまいりました。

跡地利用の具体的なアイデアについては、広報やホームページで広く募集を行い、提案された22件を中心に、本町の活性化や交流、定住人口の増加、税収や雇用の増大に効果が期待できるものを精査してまいりました。

この中で、旧鞍手南中学校につきましては、校舎等を活用したコスプレイベント（仮称）

「くらて学園」の企画が、本町が求める目的に合致していると判断し、関係者に説明、同意を得た上で、7月26日にテストイベントを開催いたしました。

当日は、コスプレイヤー72名、カメラマン20名、自動車やバイク、自転車の車体にアニメのキャラクターをプリントした、いわゆる「痛車」と呼ばれる参加者が53名など、関係者を含めた合計158名もの参加がありました。また、さらに検証を進めるため、8月29日、30日の2日間、コスプレに限定した第2回のイベントを実施したところ、町外、県外から102名の参加があり、今後の展開に好感触が得られたところです。

この(仮称)「くらて学園」の企画は、単にイベントの実施を続けるものではなく、参加者におけるコミュニティの醸成が図られた後には、第2段階として、漫画やアニメ、フィギュアなどのクリエイター育成及びビジネス展開、国内外の観光客誘致、俗にいうインバウンド、アニメと融合した地元特産品の販売促進など、国が推進するクールジャパン戦略の一役を担えるものと期待をしております。

また、本事業については、全国的にみても先駆性が高いことから、事業展開を加速させるためにも、地方創生総合戦略にかかる先行型交付金の追加を国に要望しており、交付が決定した折には、補正予算の計上を予定しております。

以上、旧鞍手南中学校校舎利用について、行政報告を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております、地方独立行政法人くらて病院の平成26事業年度に係る業務実績に関する評価結果の報告書及び平成26年度決算に係る財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率報告書、教育委員長より提出されております平成26年度教育委員会点検評価の報告書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、5番議員 竹内利一君及び6番議員 田中二三輝君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月17日までの16日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり、議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案のとおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第73号から日程第8 議案第77号までの5件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 議案第73号から日程第8 議案第77号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第73号は、鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、地方公共団体で個人番号の独自利用事務、特定個人情報の庁内連携及び同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供を行うため、この条例を制定するものであります。

次に、日程第5 議案第74号は、鞍手町個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などの個人情報保護法制が行う番号利用法に係る特定個人情報の保護措置の趣旨を踏まえ、地方公共団体においても

特定個人情報の適正な取り扱いの確保、保有する特定個人情報等の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第6 議案第75号は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

この関係条例の整理は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、鞍手町職員の再任用に関する条例、鞍手町職員退職手当支給条例、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第7 議案第76号は、鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、平成27年地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、個人番号や法人番号等の記載についての規定や、たばこ税の税率の特例廃止等に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第8 議案第77号は、鞍手町手数料条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び住民基本台帳法の改正に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料について新たに定めるとともに、住民基本台帳カードの交付、再交付手数料を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第4 議案第73号から日程第8 議案第77号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第9 議案第78号から日程第13 議案第82号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第9 議案第78号から日程第13 議案第82号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第9 議案第78号は、平成27年度鞍手町一般会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、歳入では、地方特例交付金、普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額などが確定したことや、平成26年度決算に伴う平成27年度の繰越金が確定したことなどによる補正を行っております。

歳出につきましては、国民健康保険特別会計へ累積赤字の一部を解消するための繰出金や保険財政共同安定化事業拡大に伴う県調整交付金減額分の繰出金の追加、平成27年度の国民健康保険税が確定したことに伴う国民健康保険基盤安定負担金の追加を行っております。

また、利用者や利用料の増加による障害者自立支援費扶助費の追加、現在工事中の剣南小学校他3校の屋内運動場耐震補強工事において壁に亀裂が新たに発見されたことなどによる工事費の追加、更に、給与費全般におきまして、4月の人事異動や10月から導入されます標準報酬制に伴う補正を行っております。

これらの要因により、歳入歳出それぞれ1億1,973万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ70億6,731万円としております。

次に、日程第10 議案第79号は、平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、国民健康保険税本算定に伴う保険税、保険基盤安定負担金、前期高齢者交付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ278万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ26億7,872万1千円としております。

次に、日程第11 議案第80号は、平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、平成26年度の出納閉鎖に伴う滞納繰越保険料及び前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ39万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億5,247万4千円としております。

次に、日程第12 議案第81号は、平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、本年度の受益者負担金調定及び前年度繰越金が確定し、4月の人事異動に伴う人件費などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ310万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億935万6千円としております。

次に、日程第13 議案第82号は、平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、前年度繰越金が確定したことにより、補償費及び工事費を増額調整し、歳入歳出それぞれ1,449万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,597万3千円としております。

以上が、日程第9 議案第78号から日程第13 議案第82号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第14 議案第83号から日程第23 議案第92号までの10件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第14 議案第83号から日程第23 議案第92号までの10件につきましては、平成26年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算認定及び公営企業会計の決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第14 議案第83号は、平成26年度鞍手町一般会計 歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額92億9,520万7,534円、歳出総額91億4,362万5,979円、差引額1億5,158万1,555円となっており、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1億297万2千円を差し引いた実質収支額は、4,860万9,555円となっております。

次に、日程第15 議案第84号は、平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額21億8,624万7,218円、歳出総額23億3,176万5,443円、差引額と実質収支額は、マイナス1億4,551万8,225円となっております。

次に、日程第16 議案第85号は、平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億6,507万8,154円、歳出総額2億6,507万2,301円、差引額と実質収支額は、5,853円となっております。

次に、日程第17 議案第86号は、平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億3,929万8,347円、歳出総額2億3,849万6,998円、差引額と実質収支額は、80万1,349円となっております。

次に、日程第18 議案第87号は、平成26年度鞍手町住宅新築資金特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額155万7,242円、歳出総額155万7,000円、差引額と実質収支額は242円となっております。

次に、日程第19 議案第88号は、平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額7億5,959万3,002円、歳出総額7億5,951万6,861円、差引額と実質収支額は、7万6,141円となっております。

次に、日程第20 議案第89号は、平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額3,423万6,579円、歳出総額3,423万2,220円、差引額と実質収支額は、4,359円となっております。

次に、日程第21 議案第90号は、平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別

会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額9億1,767万6,061円、歳出総額8億2,674万6,810円、差引額9,092万9,251円となっており、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源6,743万6,000円を差し引いた実質収支額は、2,349万3,251円となっております。

次に、日程第22 議案第91号は、平成26年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額2億6,704万8,132円、歳出総額2億6,704万8,132円、差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第23 議案第92号は、平成26年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、500万8,344円の黒字決算となっております。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、7,734万1,453円の資金不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金より補填しています。

また、損益計算においては、当年度純利益は、138万7,510円となります。

以上が、平成26年度 鞍手町水道事業会計決算の概要であります。

議案第83号から議案第91号までの9件につきましては、決算書に監査結果の意見書、主要施策の成果と予算執行の実績報告書を添付しております。

また、議案第92号につきましては、決算書に監査結果の意見書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第14 議案第83号から日程第23 議案第92号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第24 議案第93号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第24 議案第93号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第24 議案第93号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、平成27年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業1社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第 2 4 議案第 9 3 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 5 議案第 9 4 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 2 5 議案第 9 4 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 2 5 議案第 9 4 号は、鞍手町道路線の変更であります。

認定路線 1 7 号 町道本町・立林線として認定しております路線につきまして、県道直方・鞍手線のバイパス工事による道路の区域変更に伴い、町道本町・立林線の起点を変更するものであります。

以上が、日程第 2 5 議案第 9 4 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 6 議案第 9 5 号から日程第 3 0 議案第 9 9 号までの 5 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 2 6 議案第 9 5 号から日程第 3 0 議案第 9 9 号までの 5 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 6 議案第 9 5 号は、鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事第 2 工区請負契約の締結であります。

同事業で行う新川処理分区管渠築造工事第 2 工区は、8 月 1 1 日に、7 共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額 7,489 万 8,000 円、工期、平成 2 7 年 9 月 2 4 日から平成 2 8 年 2 月 2 9 日までの 1 5 9 日間として、松原・安田共同企業体と契約を締結するものであります。

次に、日程第 2 7 議案第 9 6 号から日程第 3 0 議案第 9 9 号までの 4 件の屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更につきましては、議案第 9 8 号の変更内容が屋内照明補強による増工及び工期の変更、その他 3 件が外壁補修工事の増工及び工期の変更であります。

以上が、日程第 2 6 議案第 9 5 号から日程第 3 0 議案第 9 9 号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日3日から6日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日3日から6日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 13時31分

平成27年鞍手町議会第4回定例会会議録（第3号）						
平成27年 9月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成27年 9月9日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
平成27年 9月9日 午後2時24分				星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	11	岡 崎 邦 博	出 欠
	2	須 藤 信 一 郎	出 欠	12	須 山 由 紀 生	出 欠
	3	川 野 高 實	出 欠	13	須 藤 敏 夫	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	竹 内 利 一	出 欠		
	欠席 0人	6	田 中 二 三 輝	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	鯨 坂 省 治	出 欠		
		9	栗 田 幸 則	出 欠		
	10	久 保 田 正 之	出 欠			
会議録署名 議員	5	竹 内 利 一		6	田 中 二 三 輝	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務 局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	白 石 秀 美	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	森 茂 樹	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	守 田 純 子	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成27年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月9日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第73号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例
- 日程第2 議案第74号 鞍手町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第75号 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第4 議案第76号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第77号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第78号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第79号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第80号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第81号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第82号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第83号 平成26年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第84号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第85号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第86号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第87号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第88号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第89号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第90号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第91号 平成26年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第92号 平成26年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第21 議案第93号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除
- 日程第22 議案第94号 鞍手町道路線の変更
- 日程第23 議案第95号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事(第2工区) 請負契約の締結
- 日程第24 議案第96号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事 請負契約の変更
- 日程第25 議案第97号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事 請負契約の変更
- 日程第26 議案第98号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事 請負契約の変更

日程第27 議案第99号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の変更

平成27年9月9日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第73号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

条例の第3条 町の責務という項目がございますが、いま現在この項目で想定されている内容等がございましたら教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

町の責務といたしましては、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとありますが、必要な措置とは3点程考えております。

1点目は、システムセキュリティーの確保、研修による職員の意識の向上。3点目は、委託先業者の遵守事項の徹底、そういうものを考えております。

あと、国との連携を図りながら自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとありますが、この国との連携を図りながらというのは、国の設置しております特定個人情報保護委員会というものがあまして、そこと連携を取りまして自主的かつ主体的に地域に特性に応じた施策というものは、町の実状を踏まえて条例で定めて行う事務に関して個人番号を利用出来る範囲を具体的に定めることというのがありまして、それは別表の方に上げておりますが、そういう事務なんです、例えば乳幼児医療費の支給等を考えております。そういうことを実施することが町の責務だと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

まだ運用等が始まっていないので、いろいろこれからも想定されることが増えるとは思いますが、今ありましたシステムの維持管理といいますか、セキュリティーの関係のことにつきまして、この法律によって情報というのが一元管理にならずに、いろいろな管理方法で管理場所で管理されていて、イントラネット、いわゆる専用のインターネット回線を使って

の運用になると聞いていますが、今後運用等が始まって新たに、更に追加するような項目、後改善すべき点等が発生した場合には直ちにそれに対応していくというような方向性を持っておられるのかどうかを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

まだ運用が始まっておりませんので、今のところはこの事業を上げておりますが、運用が始まりましたらその都度、また条例を改正させていただきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

この個人情報とは、一番懸念されるのが情報の漏洩です。どんなにセキュリティーを高めたとしても、これは100%漏れないという保障はないわけでイタチごっこであり、しかも特定個人情報がいろいろな紐付けで個人の情報がいろいろ集まれば、そこが一番狙われやすいところです。必要な人にとっては。

ということで、まず1つは特定個人情報を出来るだけ限定する必要があると思います。特定個人情報の中身について教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

特定個人情報とは、法律の第2条 第8項に規定する特定個人情報を言いますが、これは特定個人情報というのは個人番号、12桁の個人番号が入った個人情報のことをいいます。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ですから1つの番号の中に個人のいろいろな情報が、名前から年齢から、いろいろな情報が入って来るわけでしょう。1つの番号に個人の情報を集約して来るわけですよ。一元管理出来るような形でして来るわけでしょう。違いますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

個人番号を通して一元管理というのは今のところは想定されていません。例えば、鞍手町にある住民情報でありますとか、税情報であるのは鞍手町の基幹系のサーバーが持っておって、個人番号をキーにしまして、1箇所に集まるとかではなくて、個人番号の情報提供ネット

ワークというシステムを使って中間サーバーが国に2台ほど出来る予定です。その中間サーバーを通りまして連携していくような形になりまして、1箇所のサーバーに全てが一括管理されるわけではありません。

例えば、鞍手町が照会を掛けて隣の町に照会を掛ける時は、その中間サーバーを通りまして隣の町の基幹系のサーバーを見に行くという形ですので、サーバーに一括管理されるということではありません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

しかし、今後全ての国民にカードを配って行くわけでしょう。違いますかマイナンバー制度違いますか。

それで、結局番号の漏洩だとか、本人がもらったカードだとかを無くすとかということも考えられるし、本人の負担もあるわけです。赤ちゃんの分からいろいろな人の分まで預からなければいけない、管理しておかないといけない。

この番号だけではないのですが、番号をしたことによって全ての情報が漏洩するわけでもありませんが、しかし悪い人にとっては、この人の番号はこれで、来年の1月からマイナンバーを必ず書いて申請とかということも出て来るわけで、そういう意味で言えば町が管理する、町が特定の個人の情報も管理出来るようになって来るでしょう。連携すればいろいろな情報が集まって来るではないですか。だから、結局は監視出来るような形にもなってくるのです。

ですから、この特定個人情報の中身、中身というのは番号だけですか。中身を出来るだけ特定する、限定する。あまり一人の個人のいろいろな情報、例えば今後介護保険だとか、生命保険、民間にも広がって来ることも考えられるわけで、国はそういう方針でやっていますから、法改正もやっています。そういう意味で言えば、町が管理する部分についても個人の情報は限定する必要があるというふうに思うのですが、その点の答えを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

先程申しましたように、12桁の番号がなければただの個人情報なんですけど、それに12桁の番号が1つ追加されるだけで特定個人情報というのになるのですが、それが特定個人情報の定義なんですけど、よろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第73号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第73号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第74号 鞍手町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第74号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第74号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第75号 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第75号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第75号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第76号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第76号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第76号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第77号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ここは全てマイナンバー制度に係わる場所なんです。

先程は言い方が悪かったと思います。

特定でなく個人の情報です。個人に番号を附与するというのが特定個人情報ということでしょう。それに紐付けされる町民の個人の情報を限定する必要があるのではないかとこのこと言っているわけです。その個人の情報はどこまでを管理するのかというのを教えていただきたいのです。

今度個人番号をそれぞれに附与するわけでしょう。いつからですか、10月の最初からではないのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

まず、番号通知カードというものをお送りします。それは今年の10月5日から国で一斉に、町が独自で送るのでなくて国から一斉に送られます。それに返信用の封筒がありますので、申請される方はそれに必要事項を書かれて、写真を貼りまして返信してもらえば来年の1月以降に個人番号カードが、それは役場の方に来てもらって、役場の窓口で交付することになります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それで国から一斉にとっても1億3千万人全員に送られるわけですよね。これが国のことですからということで国に全て任せるのではなく、自治体にもいろいろな負担が掛かって来るのではないのでしょうか。それに伴う、今回のマイナンバー制度で自治体職員にもそれぞれ、これは自治体職員でつくる自治労連の声からもあるのですが、いろいろな不安が広がっているというような、先程の全て郵便局に任せて、書留で全部1億3千万人に送るということで、それで間に合うのかどうかとかいう不安だとかということもあるわけです。

今回もセキュリティーの問題だとか、まだまだ鞍手町自体としても国にお任せでなくて、いろいろ不安だとかということもあるのではないかとこのように思いますが、その点について何か懸念されること、疑問に感じる事とかということがあれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長 星 正彦君

4番議員にお願いします。

議題の鞍手町手数料条例の一部を改正する条例が議題となっておりますので、整理して質問をお願いいたします。

○4番 宇田川 亮君

関連するもので、細かいことは委員会に付託されていますのでそこで聞きますが、1つだ

け疑問に思うこと、今の段階で全て100%完璧だということでスタートするのではないと思います。そこについて何か不安とか疑問に思うこととかということが考えられれば教えていただきたいと思います。なければいいです。

○議長 星 正彦君

4番議員をお願いします。委員会審査の中で、今の点も含めて聞いていただきたいというふうに思います。次に進みます。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第77号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第77号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第78号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の17頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、17頁から20頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、20頁から24頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

23頁の罹災者救助寝具費というのが18万9千円ほど付いているのですが、これは中身を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

今回救助寝具費というのは、火災等の時に罹災された方に布団等のセットを支給しております。今回、火事等もありまして、今回上げさせていただいたのは、今後の備えの分です。普通在庫を幾つか持って、直ぐ持って行けるような形で準備しておりますので、その在庫として今回上げさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、24頁から27頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費及び10款 教育費について、27頁から29頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

13頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

13頁から16頁まで質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町債です。過疎対策事業債が減額になっているということで、これについての説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回過疎対策事業債につきましては、国の全国防災債、それから緊急防災債への組み換えのため過疎債をそちらの方に振り替えたという内容になっています。

33頁をご覧くださいと思います。

地方債に関する調書というのがございます。今回過疎債につきましては、消防債で先ず620万、教育債の方で9,970万円を減額しております。これにつきましては、消防の方につきましては、下の10の消防というところで、こちらは過疎債から緊急防災債への組み換えを行っているところでございます。

もう一つ、過疎債の方で9,970万円を減額しておりますけれども、これは上の普通債の教育債の方で、これは全国防災債という形でこれを組み換えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

この過疎債よりも防災債の方が率がいいということでの組み換えですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

全国防災債につきましては、交付税措置が過疎債は70%交付税措置されますが、全国防災債は80%交付税措置されるというふうになっています。

緊急防災債につきましては、これは過疎債と同じ70%で交付税措置されております。基本的には過疎債につきましては、他の起債の方で措置される分は極力他の起債の方を使ってくれという県からの要望がありますので、そういうふうに組み換えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第78号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第78号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第79号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回前期高齢者交付金が3千万円程減額になっています。その理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

27年度概算額と25年度の精算額が差額分を減額しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

その差額分は分かるのですが、これはちょっと仕方ないことなんですが、国保会計にとって前期高齢者交付金というのはもの凄く大きな金額なんです。この入って来るお金によって国保会計が赤字になったりとかという重要なところになってくるのです。

先程の一般会計からも、その下にも一般会計の繰り入れ金というのがありますが、これは赤字補填分を含めてということですが、この前期高齢者交付金が減額になった部分も含めて一般会計からの繰り入れというのは入っているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

前期高齢者交付金からの補填というのはあっておりません。

もう一つ、前期高齢者交付金の27年度概算で789万7,683円が減額となり、25年度の概算交付額の精算において2,342万2,749円が過大交付となったために、今回の減額となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

一般会計から累積赤字の補填ということで入っていますが、これは町長にお聞きしたいのですが、累積赤字が相当あるということで、この補填分については平成26年度は黒字ということですが、累積赤字の解消についてある程度の金額の目処だとかというのがあるのでしょうか。いつ頃までに累積赤字を解消するだとかという考えがあるのかどうかを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは国保会計におきましては県の意向が決まっています。それに向けて、今町村会の方でもどのように調整をして行くかということで、うちにおきましてはこのような状況であります。全体を通して見ましても、まだ保険料がばらばらというところもございまして、今のところはまだまだ検討段階であるというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

国庫支出金の2,444万7千円が少なくなっています。これの内訳をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

今回減額の理由は、普通調整交付金で1,438万9千円と特別調整交付金で1,005万8千円の減額となっております。

この財政調整交付金の内、普通調整交付金は補助対象事業費に対して交付率を26年度交付率で試算し1,438万9千円が減額となっております。また、特別調整交付金は一般会計から法定外繰入金追加により、この補正の伴う歳入不足額で1,566万4千円が減額となり、くらす病院の運営交付金が560万6千円が追加となり、差引で1,005万8千円が減額となったものです。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第79号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第79号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第80号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第80号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第80号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第81号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第81号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第81号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第82号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

8頁に工損補償費として700万上がっています。この中身についてお願いいたします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

工損補償費につきましては、泉水団地改良住宅で造成工事とか建築工事を行った際に、じん芥組合の専用道路を通させていただいております。その道路舗装の補修工事を今年度行うようにしております、舗装工事が終わった後に周辺の家屋の事後調査を行いますので、その結果によって工損補償が発生するおそれがございますので、前年度繰越分の増額分を工事費と工損補償費に配分させていただいて、工損補償費として700万円を増額補正をさせていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

ということは、今実態として幾らの住居か建物か分かりませんが、じん芥組合の舗装工事というのは分かりましたが、周辺の人家に対する補償という金額自体はまだ確定していないということですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

工事をする前に事前調査を行っております、最終的に造成工事、建築工事は終わっておりますが、いま申しましたように、舗装の補修工事が完了しましたから事後調査を行うようにしておりますので、今の時点ではまだ出しておりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

工事前と工事後で実際に補償する必要がないということも考えられるのですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

そういうことも考えられるとは思いますが、実際に事前調査をしておりますので、事後調査をしてからその結果が分かると思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第82号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第82号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第83号 平成26年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

47頁の町債、25億1,200万円ほど町債を起債しています。監査報告書なんですが、27年5月に例月の出納監査を行っています。その監査によりますと、26年度の収入の方で町債が8億6,320万ほど5月に起債をされているのです。

支出の方を見ますと、5月に対しては2億9,399万の支出済みになっています。起債は8億6千万起債をしているのですが、その5月当月では2億9千万ほどしか支出していないわけですね。差額として5億6,900万程の差額があるのですが、この起債と当月5月の支出済額との差額についての説明をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時37分

再開 13時50分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程、11番議員 岡崎邦博君の質問に対する解答を政策推進課長にお願いします。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

先程のご質問の内容は8億の起債を起こして、実際その月の支払が2億しかないということで、後の残りの財源はどこに行ったのかというご質問だったと思います。

この財源につきましては、町全体の中でこの資金は動かしておりますので、確かに起債を起こしたのは8億ですけれども、それ以前に資金の全体の中で工事費の支払とかを行っておりますので、支払をした月がたまたまその月が2億だったということでございます。ですから8億の部分については、先の財源で工事費は充てたというようなことがあるかと思えます。町全体の中での資金繰りの中でその誤差が出ていると思えます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

分かりました。ただ先程と同じ現金出納検査によりますと、4月末現在で要するに現金としては4億9千万ぐらいショートしているわけです。そういうのに4億9千万円ぐらい現金としては不足をしています。ですからそういう支払に充てたのだろうというふうに思います

が、決算として3月末でも現金としては2億7千万ぐらい実は不足しているのですね。出納閉鎖が5月末までありますので、その間に調整して現在の決算になっているというふうに思いますが、非常に財政のところは苦勞して資金繰りをしていると思いますが、なかなか町の財政状況は厳しい状況ではないかなと思いますが、その辺の認識については町長はいかがお考えかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

今のところは議員がおっしゃるように、いろいろな部分においては、私として見れば当然のことながらいろいろな福祉、教育、いろいろな部分においてサービスをしたいという思いは沢山あります。しかし交付税並びに税収、見てのとおり非常に厳しい状況下でございます。ですが、今のところは財務支局の方が毎年私の方に来られるのですが、うちの財政状況を見に来られるのですが、鞍手町さんは、今のところは問題ないですねというような診断もいただいておりますので、私の政策を今後もしっかりと進めて行って、町民の皆さん方にサービスをして行きたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次の質問ですが、26年度の町の監査委員の報告書があります。その中の7頁に、一時借入金として27年3月31日に7億の一時借入を行って、直ぐまた翌日の4月1日には7億を返済しているということになっているのですが、このことについての説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この7億につきましては、財政調整基金、他の基金全てなんですけれども、基金の決算日は3月31日が出納整理期間がございません。

それと、基金につきましては、繰替運用という措置がございまして、この財政調整基金でありますと約1.4億はこの基金の財源を使って一般財源に入れて基金運用をしております。

ただ、3月31日が出納整理期間で、本来あるべき残高にしなければなりませんので、本来、一借をして借りるという方法もございしますが、これを長期間借りますと、やはりそこは利息も発生いたしますので、これを財政調整基金から7億借りていたものを一旦元に戻すという形で7億を借りております。

ただ、新しい年度が始まって出納整理期間等もありますので、また現金としてはそこがいきますので、この7億をまた返しているというところがございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第83号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第83号は議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長互選のため、ここでしばらく休憩します。

休憩 13時57分

再開 14時10分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

決算特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それではご報告をいたします。

委員長に久保田正之議員。

副委員長に田中二三輝議員。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第12 議案第84号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第84号は民生産業委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第84号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第85号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第85号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第85号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第86号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第86号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第86号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第87号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

収入未済額が2,469万あります。これの内訳とといいますか、何人の方でこれだけの滞納というか、収入未済があるのかというのと、この詳しい資料は毎回民生産業委員会の付託委員会に資料として配られています、是非全議員に配っていただきたいというふうに思いますが、それも含めて答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

未償還額となっております2,469万3,256円の内訳は、件数としましては11件、人数としましては7人です。

いまおっしゃられました委員会の方で内訳の資料として、今まで出しておる同じ様式のもの、今回の委員会でも資料として配布するようにしております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 87 号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 87 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 16 議案第 88 号 平成 26 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 88 号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 88 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 17 議案第 89 号 平成 26 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 89 号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 89 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 18 議案第 90 号 平成 26 年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 90 号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 90 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

た。

次に、日程第 19 議案第 9 1 号 平成 26 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 9 1 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 9 1 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 20 議案第 9 2 号 平成 26 年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 9 2 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 9 2 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 21 議案第 9 3 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 27 年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 9 3 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 9 3 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 22 議案第 9 4 号 鞍手町道路線の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4 番 宇田川 亮君

今回の県道直方・鞍手線のバイパス工事による道路の区域変更ということですが、延びた

分ですね、ここは元々県道だったのではないですか。バイパス工事がどこからどこの、どういう工事であってというのも含めて詳しい説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

いま、インターから下りて梅谷医院まではバイパス工事で県道でやっていただいておりますが、その延伸でサンダースイミングまで延びるようになりますので、現在の中本町の中を通っている県道を町道として今後供用開始したときには町道として町の方で管理するようになりますので、その工事をするために、まず今の県道を町道認定する必要がございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

元、巖流市場さんの交差点から猪倉に向かって、あの道が今県道になっているのです。今回梅谷医院さんと、100円ショップのダイソーさんの横を真っ直ぐ猪倉の方にバイパスを作るのです。今度は新しいバイパスが県道になるものですから、向こうの県道を町道認定させて下さいという、取り替えですね。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第94号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第94号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23 議案第95号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事(第2工区)の請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第95号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第95号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第96号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場

耐震補強等工事請負契約の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第96号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第96号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第97号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第97号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第97号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第26 議案第98号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第98号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第98号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第99号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第99号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第99号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日10日から16日までの7日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日10日から16日までの7日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時24分

平成27年鞍手町議会第4回定例会会議録（第2号）						
平成27年 9月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成27年 9月7日 午後1時00分			星 正 彦		
	閉 会 開 議			議 長		
平成27年 9月7日 午後4時59分			星 正 彦			
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯉坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	5	竹内利一		6	田中二三輝	

職 出 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成27年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月7日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

平成27年9月7日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序に行います。

最初に、3番議員 川野高實君の質問を許可します。

○3番 川野 高實君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、先日の台風によりご被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本町の災害に強い町づくりについて質問をさせていただきます。

ここ数年の雨の降り方が局地的、集中的かつ激甚化しているとの指摘があります。本町も遠賀川、西川、また準用河川について対策を立て、整備しているものと認識をしております。

しかしながら、最近の甚大な水害、土砂災害を目の当たりにして、本町の水害、土砂災害の対策が万全であるかどうか、若干懸念するものであります。本町は地震、津波、台風の甚大な被害を被ることは、幸いにして最近ありませんでした。しかし、日本列島で暮らす以上、いつ自然災害に遭遇するかは分かりません。町全体の防災意識、レベルアップを図り、災害に強い町づくりに対応して行く必要があると考えております。

また、通告は詳しくしておりませんが、関連があるので学校現場においても、自分の命は自分で守る防災意識、避難の対応等を考えていく必要があると考えるものです。

以上のことを踏まえ、町長、教育長は最近の自然災害等に対し、どのような感想と決意を持たれているのかお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

いま議員がおっしゃいましたように、とりあえずは、議員さんの方から非常時の住民の避難についてということ伺っていますのですが、これに関しましては、事務方の総務課長の方に、まずは答弁をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

通告によりまして質問の解答をさせていただきます。

今回の台風の対応につきましては、国の避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドラ

インに基づき、本町といたしましても避難勧告等の判断伝達マニュアルを作成し、水害時における発令基準及び土砂災害時における発令基準を定めております。この発令基準に基づき、住民に対し避難の準備、自主避難を求める避難準備情報、避難所等への避難を求める避難勧告、避難所等への避難を強く求める避難指示を発令いたします。

住民への情報の伝達につきましては、町内22ヶ所に設置しております防災行政用無線での放送、町内42区の各行政区長、11の連絡員への電話での連絡、消防署、町消防団及び広報車での広報、町内全域にエリアメール、また防災メールまもる君、テレビ等の報道機関を用いて周知を行います。以上です。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

9月になって防災関係で広報に載ったわけですが、若干最近は台風の来方も昔と違って、ひと月ふた月早くから大型台風が来るような状況になっております。もう少しひと月ぐらい早くに、9月1日の防災の日を祈念して作られたと思いますが、最近は台風も早く来るということで、こういう情報は早めに出していただいたらいいかなと思っております。

その辺はどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

いま川野議員さんがおっしゃいましたように、今は突発的なゲリラ豪雨とか、いろいろな意味において、今までの人類が経験をしたようなことでは、なかなかとおらないような激甚災害等がいろいろな所で起こっております。いま議員さんがおっしゃいましたように、そういったこと、いろいろなことも総合的に踏まえながら、前もって用意周到に今後執り行って行きたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

少し早めに出していただくと住民の周知になるし、今回も台風の最中テレビで避難勧告が出たので、住民の方から4～5件電話が掛かって来ました。町の方にも当然掛かったのではないかなとこのように思います。

行政報告をいただいておりますので詳しいことは言いませんが、行政報告では9ヶ所用意しているということでありましたが、防災の番号を打っているところを見ると11ヶ所上げておられますが、それが9ヶ所の報告があったのですが、それはどういうことでそういう形で報告されたのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

9ヶ所にしたのは、中央公民館の中にあります勤労者体育施設、武道館を1つに、中央公民館の本体の中に1ヶ所だけ和室を設けましたので、そこでしております。ですから、勤労者体育館、武道場とかには避難所として開設しなくて中央公民館にしました。以上です。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

8月25日の台風の件は行政報告をいただいておりますが、再度簡単に報告をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議会の初日に行政報告をいたしました。重なるかと思いますが、今日は後ろに傍聴にお見えになっておりますので、もう一度ご報告申し上げたいと思います。

8月25日の台風15号について、台風15号の状況とそれに伴う町の対応につきましては、8月24日22時12分、鞍手町に暴風警報が発表され、配置体制を第1配備とし、直ちに鞍手町災害警戒本部を設置いたしました。翌25日午前3時33分大雨洪水警報が発表され、同7時17分福岡県に記録的短時間大雨情報が発表されたため、配置体制を第2配備とし、同7時30分鞍手町災害対策本部を設置いたしました。

同7時45分に鞍手町に土砂災害警戒情報が発表されたため、避難勧告等の判断伝達マニュアルに従い、同8時に鞍手町全域に避難勧告を発令いたしました。発令に伴い、避難所を9ヶ所開設し、各区長、関係機関及び報道機関に連絡をいたしました。また、防災行政用無線及び消防団により町内全域に放送を行いました。

同11時15分大雨洪水警報が注意報になり、危険度が低下したと判断いたしましたので、午後0時避難勧告を解除いたしました。また、災害対策本部を災害警戒本部に移行し、16時に解散をしたという状況下でございます。

避難者は、自主避難の方が6世帯10人、避難勧告発令後1人が中央公民館に避難されました。

台風に伴う被害につきましては、自宅倉庫補修中に頭蓋骨陥没骨折という重傷を負われた方が1名ございました。それにまた倉庫等の倒壊が2件、報告を受けただけでも20数件の倒木がありました。いずれも人命にかかわるような大きな被害はなかったと聞いております。

公共施設では、役場庁舎、中央公民館等の雨漏り等が発生しております。

以上が台風15号についての行政報告をさせたところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

もう一つは、土砂災害警戒区域というのが鞍手町も地域的に指定されていると思いますが、それを教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま事務方に聞きましたら持ち合わせていないということですので、後で議員さんの方にご報告申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

警戒区域はあるということですね。それでしたら、その地域も今回避難勧告は当然出たはずですね。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま議員さんがおっしゃいました避難勧告というのは、町全域に出しましたので、当然のことながらそこも含まれているということでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

今回避難勧告等がテレビでの報道がありましたので、遠いところは大阪からも電話が掛かって来ました。結構全国的に報道がされておって、お前の所は大変になっているではないかというような話が、皆さん経験なされていると思いますが、そういう状況でございました。

そのわりには、防災用無線、消防団の方も風雨の強い中警戒に当たっていただいたと思いますが、その情報が防災用無線、消防団の広報辺りでも住民にあまり届いていないという傾向が見られますが、その辺をもっと研究されるべきではないかと思っておりますが、どのようなお考えでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

避難勧告というのは、今回本町も初めて出したと聞き及んでおります。これが本当に、私も判断として難しいところではあるのですが、ただ、やはり後で良かったねと言えるような状況下では、やはり最初の段階では大きな台風が来るということであれば、やはり勧告を出

して、皆様方に注意喚起という意味においては、私は正解であったのではないかなと思っております。

ただ、この自然災害、いろいろなことにおきまして、そこで判断するというのは本当に悩ましいところでもあり、決断するのが非常に難しいところではあるかとは思いますが、今後ともそういったこと、いろいろなことを踏まえながら判断をして行きたいと、そのように思っています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

問題はやはり、せっかく勧告が出ても、どうしたらいいのか分からないという方が、そんな話も地元では聞いていないよというようなことがあると、せっかく早めの勧告を出して、それに対応出来ていなかったら何にもなりませんので、どうかその辺を今後しっかり考えて対応していただいとこのように思います。

あと全然通告に書いておりませんでした、教育長さんの方にお尋ねします。

幸い、今回は学校も休みで、そんなに心配しなかったのですが、町内小中学校も防災教育、それから避難の在り方というのがあれば教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

その前に3番議員にお願いします。

答弁指定者になっていませんので、解答するにしても正確な答弁が出来るかどうかというものに問題があるというふうに思いますが、教育長いいですか。

○教育長 水摩 幸隆君

学校教育の中で防災教育の在り方はどうなのかというご質問だろうと思います。各学校は、年間の教育計画、今日は持って来ましたが、こういうものの中に防災計画を盛り込んでおまして、例えば、火事については年2回、マニュアルに従って、主に避難誘導の訓練を行っております。

水防に関しては、校長会で台風時、梅雨時に対策会議を行いまして、5時半の段階で判断をします。教育長の方で判断して指示を出すと、その指示に従って連絡網を流していただきたいということで毎回対応しております。

ちなみに、7月15日に終業式を繰り上げました。台風11号の関係で早め、早めに、空振りにはOKだということで早めに対応するようにしまして、本来なら17日が終業式だったのですが、台風11号が接近するという情報を得ていましたので16日に繰り上げ終業式を行ったところでございます。

ということで、伝達マニュアルも整備しておりますものですから、いまこの方向で防災訓練等を含めまして行っているところでございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

私も質問通告書の出し方がまずくて、議長には心配をおかけしました。今後気を付けて通告をしたいと、このように思っております。

いろいろ聞きましたが、4年半前に東北の方で大震災が起き、また合わせて原子力発電所もああいう状態になって今だ、ようやく近くの町が地元に戻れるというふうな話が出て来ていますが、4年半が経過、1万8千人を超える人が亡くなっております。まだ行方不明の方が2,500名以上ある、こういう未曾有の大震災以後、国としても災害対策は大きな見直しが行われています。

まず、鞍手町に耐震補強をしている公共の建物が何カ所あって、何ヶ所済んでいるのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今の議員さんの質問の資料は全部は整ってないかも知れませんが、まず、教育の方の学校関係の方は分かっているかと思しますので、教育課の方に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

学校施設は、校舎につきましては全て耐震の補強工事は終わっております。今年度、今現在ですが、屋内運動場につきましては町内4校、古月小学校、新延小学校、西川小学校、剣南小学校の体育館に補強工事の必要性がございますので、現在行っております。それが終わりますと学校関係につきましては、全て耐震の補強工事は完了いたします。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

数が少し違ってもかまいませんが、まず、この庁舎は耐震の補強は出来ていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

おそらく震度5以上が来ると一番に庁舎が潰れるのではないかなと聞かされています。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

独立行政法人化したくから病院は、耐震の補強は出来ていますでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

病院も出来ておりません。横にある老健施設の方は後から建てましたので、あそこはちゃんと耐震構造になっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

他にもあるかも知れませんが、肝心要の庁舎、何かあっても庁舎が一番に潰れたのではどうしようもないわけでございます。それから病院にしても、いま独立行政法人となっておりますが、この辺りも怪我人が出ても、病人が出ても、病院が先に対応出来ないというようなことがあるとすれば非常に、国の方針から言ってもゆゆしきことだと思っております。

そこで、それに対する何かお考えがあるのかどうか、町長にお聴きしたいと思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

まずは、庁舎につきましては、今議員さんがおっしゃいましたように、前柴田町長からもお聞きしておりました。

大きな地震等が来ると、本来であれば司令塔となるべく役場が一番に壊れるだろうということは、前の柴田町長からも伺っております。そうなりますと、町民の皆さん方はどこを頼りに町の再建を、もし大きな地震が来れば、行っていくのかという大きな不安材料を抱えています。

第5次のいま町の計画を作っております。その中におきましても早急に、この町役場をどうするかということは、またここに居られます議会の皆様方、町民の皆様方の意見を聞きながら取り進めて行きたいと考えております。

病院におきましても、当然のことながらこれも耐震になっていません。これにおきましては、病院の建て替えの準備もいろいろ行っています。金額的にももの凄く大きな金額になりますので、出来ればうちの財政課長と話の打ち合わせをやっているところでございます。出来れば、過疎債が平成32年度、つまり平成33年3月までの期限になっております。それまでに間に合うように、出来れば病院を、終わりが平成33年3月までに終わるように取り組みを行って行きたいということでございます。それから逆算をいたしますと、今年度の年末ぐらいからそろそろ本格的に設計段階、そして病院の建て替え段階に突入して行かなければ、その過疎債に間に合わないというような状況化になっておりますので、また、議員さん

方にはいろいろとお知恵を借りながら今後進めて行きたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

ありがとうございます。それと、災害対策基本法等の一部を改正する法律で、住民等の円滑かつ安全な避難の確保策として、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者については名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者に予め情報を提供するものとするものとする他、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用出来ることとしておるようでございますが、問題は、要援護者をいざというときに、どのように援護し、安全な避難の確保が出来るか、どのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

まずは、私の政策の一環といたしまして、とにかく独居老人の方の孤独死をさせてはいけないということを私はずっと言っております。

いろいろな宅配業者さん、新聞配達、牛乳とか郵便局、いろいろな皆さん方には、そのお宅で何か変化があれば行政の方に伝えて下さいと言う旨、いろいろと周知徹底を行っているところでございます。

また、1つは個人情報の関係がございまして、民生委員さんの方にも、各家庭で一人でご老人が居られるという調査も行ってしておりますが、しかし、これも個人情報の関係がございまして、はっきり申しまして100%とはなっておりません。ですが、私の考えは個人情報よりも生命の方が大事なんだということを重んじて、何らかの形できちっとご理解をしていただきながら、災害があった時に動けないというご老人が居られるところを行政がきちっと把握をして、そして、それに対する取り組みを行って行きたいとそのように考えています。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

ありがとうございました。

もう一つは、地域防災のカギを握るのは、やはり消防団の方々だろうと思います。消防団員さんの数は、どのような推移をたどって来ているのかは分かりますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

消防団は、本部と5分団に分かれています。定員が200名で、今現在164名の消防団員がいます。以上です。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

昔に比べて定員よりかなり低いようではありますが、昔に比べて人数的に増えているのか、減っているのか、その辺は分かりますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

昔に比べてということですが、昔に比べまして、今現在の団員は減っています。以上です。

○議長 星 正彦君

川野高實君。

○3番 川野 高實君

いろいろ聞いてまいりましたが、実際に避難行動計画等を立てても、肝心要のところでは動ける人が少なければ、これは絵を描いた餅しかありません。

鞍手町は幸いにして大きな災害が最近あっていませんが、今こういう自然災害が連日のようにテレビで報道されています。そういったときに、しまったということのないように是非万全を期した避難計画なり、防災対策なりを、これから知恵を絞って取り組んでいただきたいということを要望いたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 星 正彦君

以上が川野高實君の質問を終了します。

次に、6番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

○6番 田中 二三輝君

通告に従いまして一般質問を行います。

質問に入ります前に、先月の台風15号で災害された方々へ心からお見舞い申し上げますと共に、1日も早い復旧をお祈りいたします。

その台風15号は、本町への直接の影響というのは8月25日の未明からだったと記憶しておりますし、先程の質問議員で、町長の方から改めて時系列による本町の対応ということでご説明がありました。

台風15号の防災対応のために、第1配備の方は役場庁舎と中央公民館へ8月24日の夜から詰めておられたと。更に避難勧告の発表により第2配備の方々も風雨の強い中、家庭に家族を残され登庁されました。長時間にわたりご苦労があったと思います。

町長並びに職員の方々の行動は防災マニュアル等に沿ったものであったと思いますけれども、今回の反省点等があれば教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは、先程も申しましたが、8月24日の日の22時12分鞍手町による暴風警報が発表がなされて配置体制を第1配備とし、直ちに鞍手町災害警戒本部を設置し、先程も申しましたが翌25日の午前3時33分大雨洪水警報が発表され、同7時17分に福岡県に記録的短時間の大雨情報が発表されたために、配置体制を第2配備としたということで、同7時30分に鞍手町災害対策本部を設置いたしました。

この配置体制においては、第1配備、第2配備は、私は適切であったとそのように思っております。しかし、反省点と申しますと、進路により強い影響を受けると予測された今回の台風なのですが、出来ればもう1日前に避難所の開設等を行い、住民の方が安全に避難出来るように、早い段階で周知しておけば良かったなど、これは本当に大きな反省材料と今後の糧にしてみたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

今回の反省すべき点は、今後の改善点に繋がって行くというふうに思いますので、100点満点というのは必ずないということで、今後とも検討していただければと思います。

24日の暴風警報を受けて第1配備の指示が出され、私も25日の0時30分頃、何か情報がないかなということで役場に出向いて参りました。そこでは、副町長以下、担当の方々が待機されて、マニュアルに沿った的確な行動がなされていたことを私自身も確認しております。

今後の対応といたしましては、先程町長も申し上げましたが、早めの対応ということであると思えけれど、これにつきましては私の方からもう少しご提案したい点がございまして、ご提案をさせていただきたいと思っております。

台風に関する進路予想ということにつきましては、昨今の気象状況というのはかなりの高い信頼性があるのではないかなというふうに思われます。

さらに、我々は過去の経験から、台風の進路に対して中心から右側に当たる場合は、非常にその影響を受けやすいということを経験しております。

自衛隊の話をさせていただきますと、自衛隊では台風が接近というふうな状況になったときには待機命令というものがあるそうです。これは、全隊員が集合し災害救助に関する準備をまず行くと、そしていつでも県知事からの派遣要請が出た時に対応出来る体制をとると。

役場の職員の方に、自衛隊と同じような対応をしろということは到底出来ないわけでございます。

台風の進路によって強い影響を受けるというふうに予想されるときには、早い時点での情報提供に心掛けていただきたいと思います。

福岡県では、私の手元に届いた防災メールによりますと、24日16時26分並びに同29分、これは台風接近に伴う注意情報として県の方から、まず対応等に対する発表ということで情報が来ています。

更に宗像市の方では、エリアメールを利用して、24日19時に避難準備情報というものが出されました。これが宗像市のエリアメールでしたが、私の携帯に届いております。

このように、台風予想というのはかなりの精度もあるし、他所の地区ではいろいろな形で情報提供をしているということをおまえまして、深夜、早朝に台風等が接近されるような時には、まず行動可能な時間帯に情報の提供が必要だと思います。そのことによって防災対策構築ということで、早め早めの情報提供ということはしていただきたいと思いますが、今後の対応の参考としていただきたいと思いますが、先程、町長が少しお話をされた件と答えが重なるかも知れませんが、私の話を受けて、町長今後の対応等についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

本当に、議員がおっしゃるとおりでございます。やはり、事前にそういうことを想定し、今議員がおっしゃいましたように、宇宙衛星からのいろいろなデータというのがかなり精度が上がってきているようです。ですから、気象情報というのは本当に精度が上がってきていますので、我々もそれを逐一きちっとデータを収集しながら出来るだけ早く、速やかに住民に周知徹底を行って行きたいと、そして伝達方法なり、いろいろな部分におきましても考えて周知を行っていききたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

ありがとうございます。

次に、避難に関する情報の伝達についてお伺いいたします。

まず、中央公民館が自主避難場所となっております。この自主避難に関する情報の伝達の手段、今回、どのような形で行ったのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは総務課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今回の自主避難につきましては、台風が来るので自宅にいるのが怖いということで、24日の夕方に住民の方から避難したいとの電話がありましたので、中央公民館を避難所として開設いたしました。25日の早朝にかけまして町に問合せをされました6世帯10名の方が自主避難をされています。

町といたしましては、先程町長が申し上げましたとおり、中央公民館を自主避難場所として開設したということをして24日の夕方から、防災行政用無線や広報車、職員の広報で、住民の皆様にもっと早く周知をするべきだったと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

ということは、自主避難に関しましては情報の伝達はなかったと。町からの発表はなかったというふうな理解でいいのですか。そこだけ教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

自主避難に関しましては、町からの報告はしていません。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

自主避難に関しましては、お問い合わせのあった方に対応するために中央公民館を自主避難場所として開設して、お問い合わせのあった方々にはそういうことをお知らせしたということであろうかと思えます。

更に、気象台が7時17分に、福岡県に記録的短時間の大雨情報を発表して、それを受けて鞍手町は周辺自治体とほぼ同時刻に避難勧告を発表したと、これはマニュアルに沿った的確な発表だったと私は思いますが、この避難勧告についての情報伝達を教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今回発令いたしました避難勧告の情報伝達手段につきましては、防災行政用無線での放送、42の各行政区長と各連絡員への電話連絡、職員4人が手分けして電話をいたしました。

消防団による広報、町内全域にエリアメールの発信、登録者に対して防災メールまもる君の発信、テレビからの報道等の手段を用いました。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

情報の伝達としての防災無線を利用する、それは防災無線を設置した時からのテーマだったと思いますし、そのための防災無線だと思います。ただ、平時からの防災無線に対する町民の声ということに耳を傾けたことがおありかどうか分かりませんが、家の中に居ると何も聞こえませんと。それからハミングして何を言っているのか分からない。もっと酷いのは全く聞こえないというようなご意見をよく耳にします。

こういう町民の声があるということを町長はご存じかどうか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

町民の方からは、よくそういう言葉を聞き及んでおります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

災害時の情報伝達手段としての防災無線であるということは、我々も共通した認識であるというふうに思いますが、現状は満足いくものではないということで、非常に残念と言わざるを得ないと。

避難勧告の情報提供は、まず防災無線からの連絡ではなくて、職員の方が車で回ったらどうかと、ここまで言う町民の声もおられますが、特にそういう情報が出るときというのは風雨の強い、そういう時に職員の方の身の危険をさらしてまでやるということは、これは当然やるべきではないというふうにも思いますし、防災無線の設置意義、これをもう一度きちんと見直して充実したものにするためには、まず他の地区がやっているというふうに聞いています。

Aグループの放送が終わったらBグループの放送をする、そうすることによってハミングがなくなる、そういうふうな形も聞いていますし、絶対数が足りないというふうにも思います。ですから、そういった増設等も今後の検討と、必要不可欠なことではないかなと思いますので、町長のその辺の考えを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、現在設置しております22ヶ所の防災行政用無線は、主に浸水想定区域、土砂災害警戒区域に設置をいたしております。この22ヶ所では、町内全ての地域が網羅出来ているのかということですが、なかなかまだそこには及んでおりません。

議員がおっしゃいますように、全てにおいて、これが行き届くようにはしたいのですが、これ一基あたり、実状を申しますと300万円ほど掛かるということで、非常に予算的な措置も今後考えて行かなければいけないということがございます。

もう一つは、何十ミリかの大雨が降っているときに、仮に近くに防災無線があってもどうなのかというと、もの凄い雨音でなかなか聴きづらいというのが現状なんです。これにおいては、ただ単に防災無線を増やせばいいという問題で解決するのかという部分も踏まえながら、今いろいろな先進技術が発達しておりますので、いろいろな他のことも視野に入れながら今後検討して行きたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

町長のお考えは分かりました。一基辺りの値段というのも参考程度に聞かせていただきましたけれども、まず、防災無線で声によるものというのは、当然空気の振動で声が伝わって行くわけですから、風向き、他の騒音等によって聴きづらいということもありますが、まず、そこはもう一度検討すべきではないかなと、如何に防災無線で町民に聞き取りやすいような環境を整えると。そうはいつでもボリュームを上げればよいという問題でもないので、その辺の技術的なものも検討していただきたいと思います。

しかしながら、声だけで情報が伝えるということは、もう一つの問題点として、聴覚に障害のある方に対しては、これは声の情報というのは伝わらないのです。そういう方々にどうやって情報を伝えて行くのかということになります。

加齢によって、日常会話はなんとかなるけれども、少し声が聞き取りにくくなったとかというようなこともありますので、そういった方々に対しましては、まず、本人、家族、身内、こういう方から町の方へ登録制度で登録をしていただいて、文字情報としてファックスを流すなり、メールを受け取るなりをしていただけるような情報伝達の手段、こういうものは考慮すべきだというふうに思います。

そこでお伺いしますが、そういう聴覚障害者の方々に対する情報伝達の手段ということの現状、それと今私が提案いたしましたことを受けて、町長の考えを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

現状ということですが、現状におきましては、町として聴覚に障害をお持ちの方や、声が聞き取りにくい方々への対策は今のところ現状は講じておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃいましたように、当然のことながら耳の不自由な方、目のご不自由な方がおられるかと思えます。その方達には、例えば耳の聞こえない方には視覚で訴えるもの、例えばインターネットを繋げて、そこでフラッシュ、カメラのフラッシュがあるでしょう、あのフラッシュがピカッ、ピカッとするようにすれば視覚に訴えることが可能かと思えます。

また、目のご不自由な方は、耳は聞こえているかと思しますので、聴覚に訴えるような何か耳で判断出来るようなものとか、そういった補完出来る、何処かに不自由をお持ちの方であれば、その不自由を何らかの形で補完する手段というのは、知恵を絞ればいろいろなやり方があるかと思えます。いろいろな科学技術を駆使しながらそういう形で、今申しました方法で連絡をするというようなことも踏まえながら考えて行きたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

避難情報、避難勧告もしかり、避難命令等々も今後出るかも知れない、そういった避難情報というのは生命にかかわる重要な情報なんで、是非全ての家庭に、また全ての町民に確実に伝わる方法を構築する必要があるというふうに思います。

しかし、今町長が言われたように、また私が提案したように、その方法というのは重要ではありますけれども非常に難しいものだ。いくらそういったものを駆使したとしても、それを受信するものがなければ受信出来ないし、先程町長が言われたフラッシュ機能が付いている物と言われても、これはそういったご家庭に全部設置していただかないといけない、その時の経費はどうなるのかというようなこと、そういったまだまだ難しい問題が沢山あります。しかしながら避難情報、避難勧告等々の情報というのは極めて重要な情報でございます。

町長は今後、このことを重要課題なんだというふうにしっかりと認識をしていただいて、更に対応策を講じる努力は続けるということをしかりと、この場で明言をしていただきたいのですが町長いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

当然のことだと思っております。生命にかかわる問題でございますので、これは今日しっかりと、うちの担当課長は、今田中議員がおっしゃたことは全て控えているかと思えます。

今日、実は朝の庁議、庁議というのは課長を集めて話し合いをするわけですが、その中においても私は朝申しました。今日議員さんの方からいろいろな質問が出るだろうと、それにおいては各担当課の課長は、自分のところの所管だということの意見が出れば、それに対してはしっかりとメモって、それに善処するよということ、前もって朝周知徹底を行ったところでございます。

今議員がおっしゃいましたことは今後の重要課題として、人命にかかわることでございますので、重要課題として取り上げて行きたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

重要課題であると、しっかり認識をしていただいて対応を今後いただきたいと思います。時間は掛かるだろうし、いろいろな知恵を絞らないといけないので、大変だと思いますが期待をしております。

次の質問に移らせていただきます。

次の質問は火災についてでございます。

火災の場合の効率的な消火というのは、これは当然水の確保、これが必要不可欠であるということは誰もが分かっていることだと思います。

そこで防火水槽及び消火栓の位置等については、消防団や消防署への位置情報をどのような形で町は提供しているのか、その情報は確実に共有しているというふうに認識してよいのか、この点についてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは、事務的なことは総務課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

防火水槽、消火栓につきましては、以前より紙ベースでの位置図を消防団、消防署に渡しております。防災水槽、消火栓を新設すればその都度文書にて消防団、消防署に通知はしております。位置情報につきましては関係機関とは情報を共有しております。

消防署はこちらの方から紙ベースで渡したものを地図情報システムに落としております。消防団につきましては、こちらが渡しました紙ベースのまま位置図を処理しています。

以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

位置情報、その設置場所等々についてはお互いに共有しているというふうに確認をさせていただきました。防災水槽及び消火栓の維持管理ということになりますと、その維持管理の主体といいますか、中心となって行っているのは本町なのか、消防関係なのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

維持管理の主体は町で行っております。消防署におきましては毎月1度防火水槽、消火栓の巡回点検を行っていただき、不備があれば町の方に連絡していただいております。

消防団におきましても、各分団で管轄の防火水槽、消火栓の点検を定期的に行っていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

今年度の火災現場によって、その火災現場が高所にあったがため消火栓からの水圧が足りずに消火に手間取ったという話も聞いておりますし、本町の消火栓は通常の水道管から取水をしております関係で、時間帯によっては一般家庭の取水の状況等々によって不具合が生じるということもあるというふうにも聞いております。

更に場所によっては、既に防火水槽は設置しているとしても、新たに防火水槽を設置する必要があるというふうに感じます。ただ防火水槽につきましては140m以内、設置の容量というのがありますが、そういうことも踏まえて、そういう事例に対して、また危険性があるということが目の当たりにして分かったわけですから、防火水槽が既に設置されていて、尚かつ140mの範囲内であったとしても、新たに設置をするなりということが必要になって来るのではないかなというふうに考えますが、そういう現場での対応、反省を踏まえての今後の設置状況等というのをどのように考えなのか教えていただきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今田中議員がおっしゃいますように、消火栓があっても水圧が足りなかつたりする場合がございます。そのためここ10年ぐらい毎年1ヶ所ずつ防火水槽の設置を行っております。今後も、いまおっしゃいましたように、水圧が低い、優先順位等をしっかりと踏まえながら毎年計画的に設置をして行きたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

先程言いました火災現場においてはため池等からの取水が出来るように、その用水に仕切りを設置する等した対応ということはされているという話は聞いていますが、是非その防火水槽の設置の中の考え方として、そういった不具合が出たような地域というのは、やはり新たな設置ということも是非考慮していただきたいなということを申し添えておきます。

それから、防火水槽ですが、耐用年数は50年というふうに聞いています。老朽化に伴う耐用が必要な場所、こういうものがあるのか、ないのか、どのように把握されているのか教えていただきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

老朽化等により水漏れがあり、貯水が出来ない防火水槽につきましては、その都度修繕を行っております。

現在修繕が出来ず取り壊さなければならない防火水槽というのはありません。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

設置場所等が町有地や区有地であれば再設置というか、そういうものは可能だとは思いますが、仮に耐用年数が50年経った後、そこが私有地であれば、またそこに再設置が出来るかどうか、こういったことが大きな課題になって来るのではないかなというふうに思います。従って、今設置されている場所は町有地、区有地、民有地、こういった色分けの情報というのはどういうふうに把握されているのか、そこを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今のところ町有地、区有地、民有地という把握は、それが何基ずつあるかというのは、現在のところ把握しておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

その防火水槽の設置に経過年数によっては事前にそういう情報は把握すべきではないかと思しますので、町内に何基あるか分かりませんが、かなりの数があるとは思いますが、そこはやはり色分けというか、そういった点検時に少しずつでもやっていて、そこが再設置可能か否かという判断手段が出来るようにやっていただきたいと思えますし、我々が居る間は50年ですから、それだけのスパンがありますので、いつの段階からというのは分かりませんが、今後の未来の職員の方々の手間が少しでも省けるような形になればいいのではないかなと思しますので、事前の準備の段階と、そういった意味としてもやはりそういったものは把握すべきではないかなというふうに思います。これは私からの申し添えとしてお伝えしておきます。

いずれにしろ防災対策ということにつきましては、これは完全なものはない。先程町長もおっしゃっていましたが、良かったねで済めばいいと、当然そうだと思います。従って完全なものはない、台風災害にしても、火災、その他の自然災害にしてもそうです、平時からの訓練や意識、こういうのは必要だと思いますが、しかしながら訓練や設備の充実ということにつきましては、無駄に終わることが本当は一番望ましい結果です。しかし設備を作る、

防災水槽にしる、今後再設置をする等々、情報提供手段にしても何らかの手段でそういったものを構築していかなければいけないとなれば当然経費が掛かります。しかしその経費は無駄になるということはないと思います。

ただ一度も使わないということになる可能性はあります。これが一番いい結果です。そういった矛盾がありますが、台風災害の対応、防災対策、こういったものはきちっと良い物を構築していただきたいということを期待しております。

町長、答えがあればお聞きしたいと思いますし、なければ私は申し添えるという形で席に着きますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

大変貴重なご意見ありがとうございます。

田中議員がおっしゃいましたように、それは、防災におきましては万全を期するというのが私の考えでございますので、議員さんの皆様方のお知恵をいただきながら善処して行きたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

町長と同じ考えであるということだと思います。是非そういった強い防災対策の構築と、安心安全の町づくりと町長は普段から言っていますので、そういった形でも是非その思いを構築をしていただきたいと思いますので、強く期待をしておきます。

最後になりますが、今回の台風15号に伴う配備に参加された職員の方々、そしてまだ現状復旧等で現地に出向き、風雨の中、作業に当たっていただいた関係各位に対して、その労をねぎらいますと共に、感謝の意をここで表していただきまして一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして、2点について質問いたします。

1点目は台風15号についてですが、同じような質問が3人目ということで、重なるところもあるかと思いますが、その点についてはご了承して下さい。

今回の台風15号に対する町の対応についてお尋ねします。

最初に、議会開会の冒頭に、そして先程も台風15号についての行政報告をなされましたけれども、台風通過の鞍手町の状況、何時の時点で雨がどのくらい降ったのか、風がどのくらい吹いていたかということも含めて、再度経過説明を求めます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

台風の雨量からからいきますと、25日の午前7時の段階で、鞍手町では22ミリの雨が降っています。そして、8時の段階で36.5ミリの雨が降っています。

風なのですが、鞍手町には風速計がありませんので、福岡市なのですが、福岡市の瞬間最大風速が31.5m、これは25日の7時12分の段階です。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町の対応の時系列につきましては、先程から何度もおっしゃっているのですが、そこはいいのですが、近隣自治体では早めの避難勧告が出されたというところもあります。

近隣自治体の状況について教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今回の台風で避難勧告を発令した近隣自治体は北九州市と宗像市です。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

その他に芦屋、遠賀等は把握していませんか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

8月25日の9時現在で芦屋、水巻は避難準備情報が出ていた段階で、避難勧告が出ていたのは、近隣では北九州市と宗像市、それと鞍手町と、近隣ではないのですが浮羽市、筑前町が避難勧告が出ております。後は、避難準備情報になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

次に、先程も各区長、防災部長、これは兼ねていると思いますが、電話連絡を行ったということが先程の質問でも明らかになりましたが、連絡方法はどういうふうに通告では書いていますが、電話連絡は家に電話しただけで、区長にしっかりそのまま直接伝わっていないところがあるのではないのでしょうか。どういう伝えかたをされたのか、それで各区長、防災部長は、各区でどのような動きをするべきだとか、どういう情報を与えていたのか、どういう連

絡をされたのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

電話連絡をいたしましたのは職員4人で、8時に避難勧告を発令した後、手分けして電話連絡をいたしました。区長さんには名簿がありますので、区長さんのご自宅の方に電話を差し上げたのですが、区長さん本人が出られたかというのはちょっと私の方では把握しておりません。そのときの内容は鞍手町に避難勧告を発令しましたという内容で報告しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

区長に直接伝わったかどうかというのがはっきりしていない。例えば留守の所も多分あったと思うのですが、全ての区長さん、またそこのご家族の方に連絡がいったのでしょうか。伝わっているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

先程申しましたように、私が直接掛けてかけていないので分からないのですが、報告を受けた中では、区長さんの家に電話をかけたけれど誰も出なかったという所もあったかと思っております。ですから必ずしも区長さん本人に通じたかというのは、ちょっと今のところ把握しておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

いま、おそらく携帯電話を持っていない区長さんは殆どおられないのではないかと思います。町として区長さんの携帯電話も含めて持っているのではないかと思います。連絡先は分かっているのではないかと思います。

伝わっていない区長さんもあるということであれば、これは連絡したことになると思いますが、鞍手町全域に避難勧告が出ましたよ、勿論防災無線でお知らせがあったのですが、先程の要援護者だとか、障がい者等に伝わる時に、一番身近な自治会の区長さんが分かって、そこに伝えるだとかということもするべきだと思います。ということは、しっかりと全区長さん、防災部長さんにそのことを伝えないと連絡したことになるのではないのでしょうか。その点についてはどうですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議員がおっしゃいますとおり確実に携帯を把握しまして、各区長さんに連絡が届くように今後の検討課題とさせていただきます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

次に、避難勧告を出して、まず避難準備情報を、先程総務課長はこの情報は連絡していないと言われましたが、これは放送はあっていますよ、私は聞きました。

まず、中央公民館に逃げたい方は逃げて下さいということが最初にありました。避難勧告が出た後に、各近くの避難所9ヶ所に逃げて下さいということでしたよ。避難準備情報はあっていると思いますが、時間が分かれば教えて下さい。

きちんと防災無線であっていますよ。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

先程申しましたように、避難準備情報という形では出してはなく、前日に避難箇所を開設したという、避難準備情報でなく避難箇所を開設したという放送はしたと思っております。避難準備情報を発令しましたら、県とかマスコミ等に報告するようになっていますが、避難準備情報を出していませんので、そちらの方には報告はしておりません。ただ開設をしたということだけをマイクで放送しました。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

それで各避難所、避難勧告を出した後に9ヶ所避難所を開設したということですが、そこでの体制についてはどういうふうに体制を取っていたのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

各避難所の体制は、9ヶ所の避難所に職員2名ずつを配置しました。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

先程、要援護者だとか障がい者の方への周知のことについてですが、なかなかそれは出来

ていないというような答えがあったと思いますが、併せて朝、風の強い時にゴミの収集は今日はありませんと放送があっていました。だけど先程の聴覚障がい者の方だとかという方はゴミを出してあったのです。分からないから風の強い中に外に出て、他のところがゴミを出しているのかどうかとか、わざわざ風の強い中に出て来て、聞きに行って今日はないのか、あるのかを確認された方もおられます。

先程の質問議員と重なるのですが、聴覚障がい者の方、それから要援護者の方についての方達に特に、全町民には知らせないといけないのは大前提ですが、特にそういった方々への伝達方法を考えるべきではないかというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程も申しましたように、ゴミ出しの件におきましても、不自由な方が不自由にならないように今後善処して行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

台風時の避難勧告ですね。先程から言われましたが、一番風の強い時に避難勧告を出されても、先程、町長は前の日に出しておけばよかったというふうに言われましたが、あの一番風の強い時に避難勧告を出されて、ご近所で避難されにくい方は一緒に避難されて下さいと言われても、逆に逃げる時に被災しますよ。いつ、何が飛んで来るか分からないのですから。

逆に逃げている時に怪我をしたら町が保障してくれるのかというように言われる方もたくさんおられました。何でこんな時に、いきなり避難勧告をだすのだと、もっと前に、出すなら早めに、台風が何時頃鞍手町に接近してというのは早めに分かっているのですから、そういう意味では、本当に町民の命を守るという立場にあるのだったら、ああいう怪我のしやすい時に避難勧告を出すなんて、対応がおかしすぎるといような声が沢山私の所に届いて来ています。この時間帯も含めて、本当に適切だったのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本当に悩ましいところで、ただ1点、私も朝の7時40分過ぎぐらいに、丁度台風の目に入ったかと思うのですが、35分から40分ぐらいは風がぴたっと収まったのです。その辺のところも見越して一応出したつもりはつもりですが、ただこれは宇田川議員がおっしゃいますように、私も冒頭に申しましたように反省する材料としては、やはり事前に、もっと協議をして出すべきだったかなと、今になってそのように思っておるところでございます。

以後は、このようなことのないように、きちっと善処して行きたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

それと、8月24日前日の22時12分に鞍手町に暴風警報が発表されてから配備体制、これは配備ですけれども、災害対策本部についてはいつ設置したのでしょうか。もう一度確認で。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

鞍手町災害対策本部を設置したのは第2配備の時ですので、25日の午前7時30分です。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

災害対策本部についてはそうなのですが、災害警戒本部が暴風警報が前日の22時12分に発表されて、第1配備をして直ちに災害警戒本部を設置というふうになります。その前の警戒本部、本部までいかないかも知れませんが、そういう鞍手町に急接近するのが分かったのはいつ頃ですか。

それに対する対応については、どういうふうに協議されたのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

8月24日の夕方から自主避難を申し出された方が1世帯2名ありましたので、中央公民館を避難所とするため、教育課の職員が2名が中央公民館に待機しました。

総務課職員も2名役場にて待機しました。その時にはまだ対策本部というのはまだ出ていないのですが、一応夕方からは待機しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。それで、先日総務課の方で避難勧告等の判断伝達マニュアルというのをいただきましたが、これ自体が昨年今に見合うようにということで改正されてあるのです。けれども水害時における発令基準と土砂災害時における発令基準だけしかないのです。台風とかという時はないのです。

このマニュアル自体は私はいいと思います。水害時にはこうなさいとか、けれども、そこは臨機応変に早め早めのタイミングでやらないといけない。

ここの初めにしっかりと書いています。これも平成16年の一連の大雨災害で避難勧告等

を適切なタイミングで発令出来ていないこと。住民へ迅速、確実に伝達出来なかったことを教訓としてこのマニュアルを作ったというふうに書いています。

避難勧告等が伝わっても住民が実際に避難しないことも課題として上げられている。高齢者等の災害時要援護者の被災や、避難の途中で被災することが多いことも特徴として指摘されている。今回ずばり当たっていることが、そのまま、初めのところに書いているのです。

住民の迅速且つ円滑な避難を実現することは、市町村の責務であるとも書いています。

マニュアルを作るのは大事ですし、このとおりにやるというのも大事ですが、災害にはいろいろな災害があるわけで、雨だけでない、風だけでない、地震もある、いろいろな災害があるわけで、マニュアルどおりに行かないことも多々あると思います。

先程町長は早めのタイミングで今度からやりますというようなお話ですが、本当に適切に、早めに、分かった時点で、今回で言えば台風のことですが、台風が今度鞍手町に直撃するよというぐらいの勢いでということが、大分前から分かっていたので、そういう意味で言えばこれだけに頼るのでなく、避難勧告は風の強い時に避難しなさいとかということではなく、台風が目に入ったから、今風が止んでいるからいいと。さっと逃げられる方はいいですよ、でも要援護者だとか、いろいろな方は直ぐには逃げられないのです。そういうことも考えていただきたい。

いま要援護者等については役場の方で把握されている筈です。まだ多分把握はしていても同意が得られていない部分が、一人、二人の職員が全部回って、個人情報関係でそれぞれに同意を得て回らないといけないというようなこともあるので、そういうことも含めて、災害時のマニュアルを、これだけでなく、もっと細かに作る必要があるのではないかなというふうに思うのです。その点についてはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いま宇田川議員がおっしゃいました災害マニュアルですが、更に詳しく、もう少し細分化した、例えば要援護者の時にはどうするのだという、それに対する施行マニュアルというみたいなのを今後考えていかなければいけないのではないかなと改めて感じたところでございます。これも追って善処して行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

あまりしつこく言ってもあれですから、今回のことを教訓にして是非とも反省材料としてより良いものを、良いものと言うと変ですが、災害ないに越したことはありませんが、どんな災害にも迅速に対応出来るようにしていただきたいというふうに思います。そのことを伝えて次に移ります。

次に、子どもの医療費無料化についてお尋ねします。

福岡県は、来年の10月から医療費の無料化を小学校就学前から小学校6年生までに拡充することというふうに表明しています。この県の方針について、町としてどのように認識されているのかお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは県の方針につきましては、保険健康課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

福岡県は乳幼児医療費の助成対象を入院、通院ともに現行の就学前までから小学校6年生までに拡充する方針を定め、制度の名称も乳幼児医療費支給制度から子ども医療費支給制度に変更し、平成28年10月から実施する予定です。

内容は、所得制限を設けた上で、新たに小学生を対象に加え、児童の自己負担額を通院で月額1,200円、入院で3,500円とする。

一方、3歳以上から就学前の通院費の自己負担額を月額600円から800円に引き上げ、3歳未満の通院、入院費は完全無料化を継続するとしています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今課長がおっしゃられましたように、中身はいろいろありますが、いずれにしろ来年の10月から小学校6年生、小学校卒業まで県は医療費の無料化に踏み切るということです。

今年の3月議会で、町長は県が小学校6年生までに拡充すれば、町では中学3年生まで完全無料化にすると答弁されたと思いますけれども、その考えについて再度変わっていないのか答弁を求めます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、福岡県の助成拡大により、町の負担は多少は削減されますが、現段階での試算では、中学生の通院まで助成した場合、現状より医療費は約1,500万円程増額になる試算が出ております。これは現状のまま中学生の通院まで助成しない場合、県の助成により医療費は約900万円の減額になるということでございます。このため、プラスマイナス差引いたしますと、町に600万円程度の負担が掛かることになるという試算が出ています。

今年の10月から本町も小学校6年生までの医療費の無料、中学3年生までの入院費無料ということにしておりますが、まだ、来月からやっとそれが実行段階に入っていくという状

況でございます。

この試算からいたしますと、やはり600万円何某の負担増になりますので、これはあくまで試算ということでもありますので、まだ始まっておりませんので、その辺のところは10月から始まりますのでその様子を伺いながら、私が前回申しましたように、出来れば中学3年まで無料にやっていきたいという思いは変わっておりません。

実際のところ滑り出しがあって、その様子を見させて下さい。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

様子を見るのもいいのですが、来年の10月から県は小学校6年生までの無料化をやるということですし、今回、町長は小学6年生の通院無料化と中学校卒業までの入院の無料化を決められた時も、準備の段階があるので、本当は4月からやりたかったけれども準備が必要なので10月に延ばしましたということでした。

今から様子を見て、来年県が10月から始めて、そこからまた準備していたのでは延び延びになって来るのではないかというふうに思います。ですから、準備は準備で進めていただいて、そのまま600万円更に負担増になるからといって、10月から始めていたのを来年の10月からしないということになれば、ああよかった900万円負担が減るということで、それで済む問題でもありませんし、準備に時間が掛かるのでしたら早めに準備を取りかかっていたら、出来るだけ県のスタートに合わせて、そこからまた中学3年生までするというと、また今度準備してしないといけない、システム改修等をとということですので、準備はしっかりやっていただいて、実施時期も是非とも来年の10月から実施していただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私自身は、実は担当課の方には、鞍手町が実施する場合も準備期間が必要で、また今度の条例改正とか、電算システムの改修ですね。そういったのには当然のことながら時間が掛かるから同時並行してやりなさいということは、実は申しております。

なぜ私がちょっと様子を見させて下さいということをお願いしたのは、正直なところ、やはり1つは財政を担当しています三戸課長とも話をさせていただきまして、やはり、まったく始まっていないので見えませんので、大事を取ってそういうふうな答弁をさせていただいたというのが本音でございます。

いま宇田川議員がおっしゃいますように、この中学3年生までの無料化ですか、それはしっかりとこっちで準備も行っておりますというのが現状でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ただ様子を見るといっても、医療費自体は毎年大体このくらい掛かっていますよということです。ただ今年10月から始まった時に、例えば病院に掛からない子どもさんが増えたとか、掛かる子どもさんが減ったとかという、医療費が減るということであれば、全体にあれは減りますが、それはいつインフルエンザがいっぱい流行ったら医療費も嵩みますし、様子を見てもあまり変わらないことなんですよね、はっきり言って。病院に掛かるのは間違いないのですから、大事を取ってと言われましたが、是非とも来年の10月から中学卒業まで、入院も通院も医療費の無料化をしていただきますよう強く要望して質問を終わります。

○議長 星 正彦君

答弁はいいですか。

○4番 宇田川 亮君

はい。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、ゴミ袋の販売について。

販売店舗数等はどういうことで質問させていただきます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

店舗数につきましては、農政環境課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

販売店舗数は、中山地区16軒、小牧地区3軒、新延地区5軒、古門地区2軒、弥生、八尋、室木、木月地区各1軒の合計30軒で販売しています。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

細かくありがとうございます。

この販売店におきまして、今細かく言っていたのでいいのですが、販売店の表示、広報といいますか、どこに販売しているのか、そういうものが現在あるのかどうかお願いします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

販売店に関しましては商工会とJ A、生協に委託しておりますので、商工会に関しまして店舗数20数社ありますが、販売店の表示等はございません。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

まず、私がこういう質問をした1つの意味としまして、只今西川地区、木月とか、そういうところは店舗が1軒ずつということですね。

販売店に表示がないこと。大体買う人がどこら辺にあるだろう、あそこにあったというので買われているのが本来でございます。

これはゴミ袋販売店とか、そういうシールなり、なんなりがいるのではないかなと思います。それも1つですが、例えば年に1回ゴミの出し方とかというパンフレットみたいなものがありますね。そういうものに店舗をズラーと並べていただくとか、それで増えたり減ったりするので、それは広報でお知らせするとか、そういうことをしていただきたいなと思っております。

それから、販売店の地図を作ってもらえればと思いましたが、これは皆様に渡すのではなくて、大体何処ら辺で売っているというような位置図、これは何故かと言いますと、歩いて買いに行ける範囲にあるのかと。

これは近年個人商店などの閉店で販売店舗の減少が大分減っていると思います。危惧されています。

また、高齢者等の交通弱者にも配慮していただきたいので、対応策としてどういうことをしたらいいのかなというのをまず考えるために地図に点を付けてもらえば、歩いて買いに行ける範囲なのかどうか、そういうものが考えられますので、その辺のお答えをお願いします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

まず初めに、販売店一覧表の広報ないしホームページ等では今後掲載して行きたいとは考えております。

毎年、ゴミの正しい出し方を2年に一辺、日程表を毎年出しております。その中で販売店の一覧表を、同じ載せるのかどうかはこちらの方で検討させていただいて、これは商工会に委託しておりますので、店の名前を出していいのかどうか分かりませんので、その辺で検討させていただきます。

次に、販売店の地図ということですが、こちらは今言いましたように商工会さんの方に委託させていただいておりますので、商工会さんと十分検討させていただきまして、出来るのか

どうかを検討いたして行きたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

地図は絶対作ってくれと言っているわけではないのですが、交通弱者とか、そういう方が歩いて行ける範囲にお店があるかどうか、そういうものを把握するために出来ればそういうものを参考にさせていただきたいということです。

これは何故そんなことを言うかということ、まず西川地区はいまセブンイレブンさんしかないのです。後は、室木の方にもう一軒あるのですが、ぜんぜん歩いて行けないような所にある。前はお店があったのですが、個人商店が閉められて店が減っていく、それで段々ある店が少なくなって歩いて行けなくなるということで、お年寄りとかは歩いて買いに行けない方もいらっしゃるの、これは1つの提案ですが、例えば郵便局とかは、けっこう皆さんお年寄りの方は歩いて行ったり、いろいろな来客が多いのです。そういうところにゴミ袋を置いていただくという依頼が出来ればいいなと思って質問しました。その辺はどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

この件に関しましては、住民の方から問合せがあつています。以前室木地区に何もなかったの、商工会にお願いしまして、味吉のラーメン屋さんにおいてもらうようにいたしております。

その件に関しまして、各郵便局に行きましたが、郵便局は規制がありまして、なかなか置くようなことは出来ないという返事がありました。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

実は私も郵便局にお願いしに行ったのですが、郵便局の局長さんが上にお伺いを立てていました。そうしたらいいことなんです、それはおそらく無理でしょうというような、確かな返事でなく担当の方がおそらく無理でしょうというような答えをもらいましたと、これは郵便局長から私もお聞きしました。

それなのに、なぜ敢えてまたそれをここで言ったかといいますと、町長とか、そういう方に郵便局に鞍手の町民が困っていると、だから身近において欲しいのですがどうにかならないかというのを、トップダウンではないのですが、そういうことを言っていただきたくてこの郵便局の名前を出しました。

郵便局だけでなく、信用金庫とか銀行、そんなところもあると思いますので、もっと身近なところで買えるような配慮をしていただきたいなど、それを思いましてこういうことを言いました。それはいかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。

郵便局さんが何故それを取り扱えない規制があるというのは、私はちょっと存じ上げていないのですが、いま議員がおっしゃいましたように、そうであれば私の方からでも、行政の方からでも掛け合ってみたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ゴミ袋の在庫切れについてお聞きします。

ここ数年8月頃に売り切れが続いているようです。今年も7月末、8月頃から8月11日ぐらいまで約2週間在庫なしということがありましたが、何故こういうことが起こるのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

店頭からゴミ袋が無くなった件でございますが、今回、5社で見積入札を行い、落札者が決定しまして製造するように発注いたしました。

見本が出来上がりまして、ゴミ袋を包む袋が本町の規格と合いませんでしたので、再度作成し直していただきまして、その件で7月31日納品でしたが、8月10日となりました。

この件に関しましては、大変申し訳なく思っております。以後慎重に事務を進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

5社で入札、これは毎年入札を掛けられているのでしょうか。同じ所に頼んでおけば、そういう手違いもなくなるのではないかと思うのですが、昔はそうやってされていたと思うのですが、今は5社入札とか、そういうことでここ数年やられているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

私が平成22年に今の課長になりまして、5社でずっと入札しております。入札に関しましては、同じ業者であるときもありますし、変わるときもありましたので、今回たまたま、今言いましたように、ゴミ袋が無くなる件に関しては申し訳なく思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

新北區では、数年前から公民館でリサイクルのためのスペースを設け、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶等を業者の方に引き取ってもらっています。

区民の方の燃えないゴミ袋の購入はかなり減っていると思われていますが、他の地区に推奨されてはいかがでしょうかということで、提案ですがお答えをお願いいたします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

ゴミリサイクルに関しましては、いまリサイクル活動団体ということで約50社をちょっと切るぐらいの団体で農政環境課の方に登録されています。小学校、公民館等で登録されています。

そのリサイクルが年々減って来ているのは減って来っていますが、そういう活動をしていまずので、新北の公民館に関しましては公民館でされています。そちらの方は農政環境課の方には登録はされていませんので、もしよければ登録していただければと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

5番議員にお願いします。

今の質問につきましては、通告にありませんので、整理して発言をお願いします。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

分かりました。これはゴミ袋の関連でゴミ袋を減らすということでの話で続けていました。関連がないということですので、他の地区にも、もしよければ広めていただきたいと思います。

次に、じん芥組合、RDF処理施設の今後はということで質問します。

後数年で大牟田の関係も切れると思います。今後どうなるのかということをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは担当課長会がっておりますので、まずは課長の方に経緯を答弁させます。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

大牟田発電所は当初計画より5年延長し、平成34年度まで操業することになりました。それによって平成35年度以降の可燃物の処理の在り方について担当課長会で、1、ゴミ処

理燃料化処理施設 R D F の継続、2、ゴミの外部委託、3、ゴミ処理施設の新設の3案について調査検討をしてみました。

その結果、平成35年度以降の可燃物の処理方針は、外部処理委託若しくは処理施設の新設を直ちに選択した場合には、発電事業が終了する平成34年度までに施設の建設場所、規模、処理区域及び財政計画等を速やかに具体化しなくてはなりません。

しかし、その反面、既存の R D F 処理施設の有効活用及び長寿命化を図ること等により、組合市町の財政負担の軽減を目指す積極的な取り組みも必要だと考えています。

この件を考えまして、平成35年度以降の処理方針は、既存の R D F 処理施設を出来る限り継続させることをまず具体化し、その後改めてゴミ処理外部委託もしくはゴミ処理施設の新設等を検討して行きたいと考えております。

この件に関しましては、9月3日正副組合長会議で申し合わせをしております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

平成34年まで大牟田が延びるということで、35年以降は外部委託もしくは新設を考えられているということでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

35年以降は、まず R D F の施設の継続を考えております。継続に関しましては、5年から10年を考えて、平成44年度まで継続が出来ればと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

継続の場合、自分も継続をすればいいなと思っていたのですが、継続の場合 R D F を何処に持って行って、どういうふうに処理するかまではある程度案があるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

今現在、山口県の宇部興産株式会社に、うちの大牟田リサイクル発電所で処理出来ない部分を搬入していますし、静岡県のお殿場小山 R D F センターのゴミを受け入れておりますので、1社考えております。

もう一つは、R D F をそのまま北九州市に処理委託をすることも可能と考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ありがとうございます。

私が昔からちょっと考えていたことがあるのですが、これは山口と静岡と北九州というような案も今出されていましたが、私は昔から大牟田まで持って行く輸送代を考えると、身近でした方がいいのではないかというような感じがありました。

その発電施設を作るとしたら莫大な金額なんでしょうが、例えば、世界のトヨタさんとか、そういうところに自家発電のRDFで発電出来るようなものを作っていただくとか、少し補助して作っていただくとか、そういうふうになれば鞍手郡のゴミで賄えるのかなとか、そういうこともちょっと考えたことがあるのですが、もし考えられることとしたら、試算をしていただきたいなと思っているのですが、どんなふうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

大変斬新な意見ありがとうございます。

今言われていましたトヨタさんと云々というのは、これは相手様があることですので、話はしてみないと分からないということしか私はここでは申し上げられませんが、いろいろなことに対しまして検討して行かなくてはいけないなということは思っております。

それと、先程課長が言いましたが、RDFの大牟田の発電所も、実はあそこは電源開発と県が所有しております、これは先週の9月3日の日に首長3人が集まって話したのですが、その中で、ひょっとするとそこの施設をそのまま民間が買収する可能性もあると。

結局は減価償却は全部終わっていますので、県としても、電源開発としてもただで民間で誰かいるのでしたらどうぞと、そうなれば民間が無料取得すれば、それを民間のことですから上手く利用して、また処理出来ればぐんと処理費も安くなるのではないかとかという、そういうことも視野に入れながら考えております。

もうちょっと時間がありますので、いろいろなことを、オプションを想定しながら今後検討して行きたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

ちょっと「○○○○○」だったのですが、先程宇部興産に持ち込んでいるのが、今大牟田でリサイクル発電所と、御殿場のRDFセンターが持ち込んでおりますので、宇部興産に持ち込みは可能ですという説明をしたと思っております。ちょっと「○○○○○」で申し訳ございませんでした。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

先程、ちょっと勘違いしていました。静岡に鞍手から持って行くのかなと勘違いしましたが、説明ありがとうございました。

今後、いろいろな視野を考えて、ゴミの処理のことを考えていただきたい、いま言われたようなこともあると思いますので、私もちょっとそういうことを言いましたが、そういうことも考えながら、一番安く上がるというか、そういうものでよろしく願いいたします。

それでは、次に行かせていただきます。

鞍手町防犯協会の役割はということで、まず役割と活動のご答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まずは、役割、活動につきましては、総務課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

鞍手町防犯協会要項では、自ら犯罪を防止するとともに積極的に防犯に協力し、民警一致の密接な連絡を保ち、犯罪無き平和な郷土を目指すことを目的としております。

役割、活動といたしましては、町が設置しています防犯灯の球切れ箇所の連絡や、通学路の危険箇所等についても連絡をいただいております。また、警察、役場と連携した防犯啓発活動もしていただいております。

駐在員さんが防犯組合長となり、連絡員さんが防犯推進委員さんとしてお願いしております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

敢えてこういうことを何故聞いたかと言いますと、実際どのような活動をされているのが全然見えてこないですよ。実際いまそういうふうに言われたので、そういう活動はされているのでしょうか、私が組長の時、組長イコール防犯協会の委任状をもらいますので、何にもなかったです。そういう地区もあるかも知れませんが。

なぜこんなことを言いますかという、ここ最近空き巣、中山とかいろいろなところに空き巣、この空き巣もたちが悪いといえますか、夜寝ている時に入ります。一歩間違えば強盗になると、そういうような空き巣が多発しています。鞍手から鴨生田団地に行ったり、そういうこともあるのです。

それから振り込め詐欺、これもけっこう騒がれています。こういうものを防犯協会、いまこういう役割があるというふうな話がありましたから、おそらくこういうものも役割の1つ、こういう啓発というか、こういうことがあっていますよというような、近所の方にもっとアピールして被害に遭わないようにしましょうとか、そういうようなのも身近な、例えば、区

長さんが駐在員ですから、駐在員さんが防犯協会でしょう。

凄いな数の防犯委員さんがいらっしゃるわけですから、そういう方がもっと、チラシを配るなり、例えば回覧板がありますが、ああいうものにチラシを配るとか、そういうものをどんどんアピールして、鞍手町から犯罪を追放する、そういうようなことをしていただけるように是非、役場が事務局でしょうからどんどん活用して、防犯協会の方に取り組んでいただきたいと思います。どうでしょう。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

防犯協会の方は、町が設置している防犯灯の球切れの箇所の連絡や、通学路の危険箇所等についても連絡など等をいろいろといただいております。

他にもいま言われていた空き巣問題ですか、そういったことも、いろいろなことも加味しながら、折角委嘱状を私の名前で渡しておりますので、皆さん方は大変かと思いますが、町民の安全を確保するために、今後善処して行きたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

防犯協会の会長は町長ですから、是非よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時59分

再開 15時10分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程の5番議員の質問に対する農政環境課長の答弁に不穏当な部分があるのではないかという、休憩時間に各議員からの指摘もあっています。後刻速記を調査の上、措置することいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

引き続き一般質問を行います。

8番議員 鯉坂省治君の質問を許可します。

○8番 鯉坂 省治君

通告に従いまして一般質問をいたします。

学童保育について、先程防災について質問が3件ほどありましたので、学童保育について

東日本大震災ではたくさんのお子どもたちが亡くなりました。その中でも日頃からいろいろな災害に対応した避難の訓練を行っていた地区のお子どもたちは助かっています。

学童保育は各事業所に委託されていますが、事業所に任せるだけではなく、災害時には鞍手町が先頭に立ってしっかりした協調、連携をとり、伝達系統はしっかりしていないと事業所の判断では避難が遅れ、児童たちの安全が守れないのではないのでしょうか。

防災とは漢字の示すとおり、災いを防止するというので、防災計画に完璧の到達点はありません。改善、整備、訓練、点検を日常的にし、鞍手町との連携をとり、繰り返すことで今より児童の安全を高めるための防災計画ではないのでしょうか。

学童保育の事業所、児童に対して災害時の安全対策について、町長のお考えをお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

まず、現在町内に3ヶ所の学童保育所は町が施設を設置しまして、運営主体としては父母会が事業者として町に届出をして、運営をして頂いているという現況でございます。

児童福祉法の改正に伴いまして、本町におきましても本年4月より、鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を施行いたしました。

事業者はその基準に基づき運営を行うことになっております。

鞍手町の立ち位置といたしましては、基準の遵守について監督する立場にあるというところでございます。

その中には非常災害対策といたしまして、事業者、つまり父母会は、非常災害に対する具体的な計画を立てまして、これに対する普段の注意と訓練をするように努めなければならないと書いてあります。

各事業者におかれましても、この基準に沿って災害時の安全対策をして頂いているものと考えております。

私は議員がおっしゃるような安全対策のお考えはという質問なのですが、実質今申しましたように父母会が運営を行っておりますので、ここで私がストレートに対策を述べるというのは、本来であれば越権行為になるのではと、そのように考えております。

今回の台風への対応といたしましては、学童保育所が仕事をもつ親の子育て支援のための事業であることを前提とした上で、基本的には開所して頂くとして、指導員の確保が出来ない場合など、事業所として開所が難しい場合は閉める、閉所するというようにして差し支えないことになっております。また、開所する場合は学童保育に行く、帰る際には十分に注意するように保護者へ伝えること等を事前に各事業所に連絡をし、各事業所におかれましては、それぞれの状況に応じて判断し、対応されているところでございます。

以上が現状でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

今言われましたように各事業所に任せてあるということで、事業所だけの判断で開所、閉所するというものを持ちかけておられますけれども、やはり児童の安全を第一に考える時に、町が先頭に立ってどうするか、そういう決断をするのも町の1つの仕事ではないかと思えます。特に春休み、夏休み、冬休み等は学校が休みです。その場合は学校がある時には災害の時には学校が休みになりますけれども、学童保育も休みになります。学校が長期の休みの時には事業所の判断によって災害時にどうするか決めると。それはなかなか父兄が運営する中ではちょっと難しいのではないかと思います、それについてお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね、ただ先程も申しましたように、これの運営主体というのが父母会になっておりますので、本来であれば父母会の方が、子どもの親御さんと連絡をとりながら協議をして頂くというのがこれが本筋でございます。ですから私は行政がそこまで介入するというのは本来、事業主体者に対して、行政が内政干渉的なところもあろうかと思っておりますので、その辺はいかなものかなということを議員さんお分かりしてください。

ただ、災害におきましては当然のことながら本町は、先程来いろんな台風情報についての問答がありましたけれども、それと同じように学童保育に関わらず行政としましては、保育に関わらず全てにおいて総理するというのが、私は鞍手町の行政だと思っております。その1つの中にも当然のことながら学童保育も入っているという認識の中に、大きな鞍手町という輪があったら、その中に含むという考え方で私はやっていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

一応そのように分かりました。

どこかに学童保育の防災のマニュアルを作る必要があるのではないかと思います、その他に例えば災害で孤立した場合に、学童保育は耐震構造ではありません。その中で非常用品の整備、県の方も各家庭で備蓄を進めておるようです。それで学童保育にも防災マニュアルとか備蓄の方はどのように考えてあるのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃった、つまり学童保育には行政が予算付けをしているのが行政なのです。

ですから先程来冒頭から申しておりますように、父母会が運営をなさっておりますので、ですから運営主体者が父母会に当たりますので、そういう避難マニュアルとかいろんなものについては、運営主体者が私は本来作るべきではないかと認識しております。ただし、災害においてのマニュアルはどうしたらいいのだろうというお尋ねが行政にあれば、当然ながら行政としては一緒になってそれに関与していかなければならないと思いますが、先程から言いますように運営主体があるにも関わらず、我々行政がそこにいきなり行くというのは、関与するというのは内政干渉的な、上から目線的なものになるかと思っておりますので、要請があればやって行きたいと。そして今非常用備蓄云々においても、当然のことながら防災の父母会がいろんな話し合いをされて、それにおいてこういうことをやりたいのだかという申し出が町にあれば、それを受けて町がどのように判断するか、予算を付けるかということは考えていきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

今町長の言われていることは分かりますが、鞍手町の放課後児童の健全育成事業の整備及び運営に対する基準を定める条例の20条に、放課後児童健全育成事業者は町、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と綿密に連携して、利用者の支援に当たらなければならないとあります。

やはりその点で言うと先程言われました上から目線というよりも、町の方ももう一つ入り込んで指導をするのも1つの手ではないかと思うのですが、それについて。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私の言い回しが悪かったのかも知れませんが、当然のことながら連携をとりながら支援をやっていくというのは、至極当たり前のことで、行政を司る私といたしましては当然のことだと思っております。認識レベルでは鯨坂議員さんと私の考えは同じだと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

よろしく申し上げます。

次にカラスの被害について、深山カラスは冬になるとカラスは5種類ほどおりまして、今の時点ではカラスは少ないのですが、冬になりますと九州に渡ってきます。団地等では共働きの方が多くおられます。朝ゴミを出した後、収集車が来るまで何時間もゴミが散乱して被害にあっている状態になっております。被害対策としては捕獲を考えがちですが、ゴミや家畜の餌が原因でカラスが増えております。そのままではゴミの被害は少なくならないと思

ます。直方市では各公民館等で出前講座等を行い、カラスの被害、数を減らすにはどうしたらいいかという講話を行っております。カラスの被害に対しての具体的な対策、取り組みについて町長のお考えをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず今現在行われている具体的な取り組みについては、農政環境課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えします。平成18年度よりカラスは視覚による識別能力が高いことから、その視覚を錯乱し、カラスが見えないという黄色のゴミ袋に変更しました。当初は効果がありましたが、カラスは学習能力が高く、近年被害が発生しています。現在は深草環境サービスがカラス等の被害で散乱した場合は、担当者が清掃して収集を行うよう申し合わせをしています。

対策としましては、ゴミ収集はステーション方式が一番理想ですが、高齢者等による持ち込みの距離、設置場所等、現時点で設置は考えられません。現在個人でゴミバケツや網等で対策されている方もおられますので、今後は散乱防止対策についてはどのような対策で効果があるのかを検討し、啓発していきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

先程のゴミ袋に対して一応5社の入札が行われているということですが、鞍手町のゴミ袋はカラス対策で黄色になっていると思いますが、カラスの場合は黄色が識別出来ないのではなくて、そのゴミ袋に紫外線をカットする顔料が入っているのかどうか。それはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

平成18年度にそのゴミ袋を導入する段階で検討しまして、カラスが見えない反射光をカットする素材を交えれば、黄色のゴミ袋は効果がありますということで検討課題となっております。このゴミ袋を導入するには若干価格が高くなりますので、特殊加工をしていない普通の黄色のゴミ袋を導入することを検討しまして現在に至っております。以上です。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

ゴミ袋の金額等の問題があるとは思いますが、黄色のゴミ袋では何の効果もない

というものが実験的に出ています。紫外線をカットしない限りカラスの目には人間の目より5倍良いので見えるわけです。それで深草の環境サービスの方が掃除してやるということですが、やはりゴミが散乱して、風がない時はいいのですが、風がある時には隣の庭にゴミが散乱して、近隣の問題になっております。そういうものを意識的に変えるためにも是非公民館等に出前講座等をやって、少しでも住民の方の意識を変えてゴミの散乱、カラスの被害を少なくしていけばカラスの数も減っていきますので、そういうものを考えてはどうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。出前講座はどういうやり方が一番いいのかということも全体的な部分をひっくるめて、もう一度行政の方で揉んでいきたいと思っております。

それとホームセンターさんに行きますと、私もよく見るのですが、私の自宅もそうですが、緑色の網のネットを掛けて防御しているようですが、出来ればそういう各ご家庭でもして頂ければなという思いもございます。

いろんなことを踏まえて今後検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

今後の検討をよろしく申し上げます。これで一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で鯨坂省治君の質問を終了します。

次に11番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

通告に従いまして2点ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目として有害鳥獣被害防止の取り組みについて質問をいたします。

鞍手町は今鞍手ぶどうということで売り出し中でもありますけれども、私も直売所の方に行つてぶどうを購入したりしています。知り合いのところでは軒かの直売所に行きましてぶどうを購入したりするのですが、そこそこでイノシシの被害、またはカラスの被害について、農家の方からいろいろとお話を伺いました。前の質問者の方も団地のカラスの被害についてご質問がありましたが、カラスも団地を中心としてテリトリーをもっているカラスと、農業地域を中心にテリトリーをもっているカラスといるかも知れませんが、特に農業地域のカラスについては農家に深刻な被害を与えているようです。

またカラスよりも、むしろイノシシについては非常に大きな被害を与えています。それでいろいろ農家の方にお話を聞いてみますと、ぶどうだけでなくて水稲、トマト、麦、大豆という作物について被害を及ぼしているということでした。農家だけでなくて一般に家庭菜

園等、自家消費用として作っているものについても、例えばスイカ、ジャガイモ、カボチャとか、こういう対策がほとんど取られてないところについては、全滅というようなことでお話もあっています。

イノシシのために餌を作ってやっているのかというようなことを言われている方もありました。それで農業被害が鞍手町ではどれくらいあるのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

被害状況については農政環境課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えします。町全体でイノシシ、カラス等の区分が分かりませんが、水稻で被害面積177アール、被害量8500キロ、被害金額203万4千円、ぶどうで被害面積123アール、被害量1万2300キロ、被害額811万8千円となっています。

先程議員が言われました家庭菜園等の被害については、こちらの方で把握しておりませんのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

被害として今答弁がありましたけれども、水稻で203万円、ぶどうでは811万円、これまた過誤出来ないような金額だと思います。

これが例えば福岡県下で言いますと22年度では5億8千万円、25年度でも4億1千万円という福岡県下ではこういう被害があっています。それで福岡県としても今回27年からこういう第2種特定鳥獣の管理計画というのを29年度までに策定してしまして、県としてもいろいろな対策をとっているようです。ただ、なかなかイノシシもカラスもまさしく死活問題で、生きていく上でどうしても残念ながら被害を及ぼすようなことになっているわけですが、これも今言うように県としては管理計画ということで、それぞれ棲み分けをしながら被害をなるべく少なくしていこうという計画になっています。

次の質問で近年鞍手町にとってはどれくらいの捕獲をされているのか。ここ数年の捕獲状況についてはお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

農政環境課長

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えします。イノシシにおきましては平成25年10月より国の鳥獣被害防止対策総合事業が実施されたため、平成24年度は4頭でしたが、平成25年度は23頭、平成26年

度は55頭を捕獲しております。カラスにおきましては、平成24年度40羽、平成25年度22羽、平成26年度24羽を捕獲しています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

国の政策もありまして、イノシシについて26年度は55頭とだんだん捕獲頭数も増えてきています。まだ今年は年度の途中ではありますが、27年度についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

27年度のイノシシの捕獲数は現在2頭でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

カラスはいかがですか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

カラスにつきましては7月から8月に駆除を行いましたけれども、その数は把握しておりません。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

21年にも鳥獣被害についての質問があっていましたが、その際に鞍手町としては両開きの罾と片開きの罾と両方所有しているということでした。両開きについては5基、片開きについては7基を所有するということがありましたが、その罾についてはどのようになっているのか。町としてその罾を直接使って捕獲をしたり、またそれを貸し出して捕獲をしているのか、その点について分かりましたら答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

地元の方から役場の方に被害がありましたら、今役場で3名の罾の免許を持っている方がおられますので、その名前で罾を設置しております。それ以外にも免許所得者から貸し出しの要望がありましたら貸し出しているところでもあります。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

年度途中とは言いながら今年はちょっとイノシシの頭数が少ないようですが、狩猟免許の話もちょっと出ましたけれども、免許を取得している方がだんだん高齢になってきているということがあります。実際に登録している人が少なくなっているというお話は聞いていますが、町内には何人くらいの方が狩猟免許を取得し、また登録しているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

狩猟免許の取得者は20名で、内3名が役場の職員でございます。内訳は箱罾だけの取得者は9名、銃器だけの取得者は7名、箱罾銃器の両方の取得者は4名でございます。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この20名という数が多いか少ないかということもありますが、鞍手町の面積からして、また、被害状況からして、もう少し私自身は免許を取得して多くの方がこういう被害が少なくなるように取り組んで頂きたいというふうに考えています。

それで鞍手町にイノシシがどれくらいおるのだろうかというふうに思いますが、私が知っているところで大分県の今は佐伯市になりましたが以前は宇目町という宮崎県との県境にあります。そこでお話の中で人口よりもイノシシの方が多いのだというようなことで、7千数百頭のイノシシがいるというような話をされていたことがありました。恐らくある程度糞を調べるのかテリトリーで調べるのか分かりませんが、そういう調査をして大まかな個体数を出していたと思います。

それでまず、相手を知ることも必要であろうということでイノシシの個体数が推計で鞍手町にはどれくらいいるのかなということでお尋ねをしたいと思います。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

鞍手町の個体数に関しましては、把握出来ておりません。

県の農林事務所等に問い合わせましても福岡県の個体数の推計はしておりませんということですが、資料によりますと、九州7県で上限と下限の中央値で51万頭のイノシシがいるのではないかと情報を得ております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程紹介しました管理計画ですが、その総括のところでも科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつということで、管理目標を設定して被害防除対策や、個体数管理等の手段を総合的に講じたいというようになっています。

やはりある程度の個体数を把握しながら、またイノシシの生態を知りながら防除、駆除をして行くということが必要かなというふうに思います。それでイノシシは多産で子どもを沢山産むというような話もありますが、イノシシの生態としてテリトリーをもっているのか、どれくらい産むのか、どういう状況なのかを把握しているのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

イノシシの生態ですが、食性については雑食性で農作物の草木の根、竹の子、どんぐり等の植物、昆虫やねずみ、ミミズ等の小動物を餌にしています。行動は夜間に活発に行動し、耕作放棄地や竹林等、身を潜める場所を好んでおります。繁殖につきましては年1回4月から6月に出産し、2頭から8頭、平均4.5頭産みます。満2歳で初産を向かえ、寿命は10年未満です。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

イノシシの生態を知れば知るほどイノシシはまず減ることはなくて、どんどん増えるばかりではないかなと思います。県としては被害を少なくしたいということで、国についても県についても様々な対策をしてくれているところですけども、個体数が増えれば防止だけではなかなか難しく、やはり駆除をしていくということも必要ではないかなというふうに思います。それで孫子の兵法ではないですが、彼を知り、己を知れば作戦危うからずというように、まず、イノシシの生態を知り、個体数をある程度推計しながら鞍手町の農作物を守っていければというふうに考えています。

鞍手町の有害鳥獣被害の防止の取り組みについて、現在どのようなことをされているのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

平成23年度より国の鳥獣被害防止総合対策事業に取り組みまして、電気柵9100m、金網柵1万6048mを設置し、進入防止に取り組んでおります。また平成25年10月から国の鳥獣被害防止総合対策事業で捕獲1頭当たり8000円の補助金が支給されるようになりまして、先に申したとおり平成25年度23頭、平成26年度55頭を捕獲しております。

有害鳥獣に関しまして直鞍猟友会と委託契約をいたしまして、年間を通して駆除をお願いしているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

電気柵とか柵だとかで囲ってなるべく進入を防ぐというようなこともかなり有効だそうです。ただ、電気柵については小さい子どものうり坊が中に入ってしまうと親はとにかく子どもを守るために、電気柵に関係なく壊して中に入っていくと。電気柵自体はもろいところがあって、そういう大きなイノシシに対しては効果が少ないという話をお聞きすることがありました。

もう1つの金網というか柵については、メッキも施されてかなり頑丈であり、4～5年くらいは十分保つのではないかというようなことがありましたが、ただ、金網も全部ぐるりと囲えばいいのですが、囲えない所が残ると、その残ったところから入って来るそうなのです。また、ちょっと隙間があったりだとか、金網をしていても雨が降って土壌が悪くなってぬかるんでくると、そこを掘って金網の下から入って来るという話を聞いています。また、同時に金網、例えばぶどう園にしますと、ぶどう園は傾斜地にあることが多いわけです。そうすると道路から金網をずっと張るのに道路から数百m、長ければ1kmくらい金網を抱えて中に入らなければならないと。そうすると金網は結構重たいし、手作業で全部進めなければならないわけです。相当な人手、労力が掛かると。県から紹介がありました総合対策事業で資材を支給はしてくれているのですが、布設するのが大変だという話も聞いています。

ですから両方で駆除と防止をしていくことが必要ではないかなというふうに思っております。鞍手町としても紹介がありましたような、国の施策に基づいて取り組みを行っているところですが、近隣の自治体の取り組み、または予算措置の状況についてはどのようになっていますか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えします。近隣の自治体では国の補助事業以外に市町村単独で捕獲1頭当たりの補助金を出しております。内容は平成26年度で、飯塚市で鹿、イノシシ1頭当たり7千円、捕獲頭数1061頭、予算額800万円、嘉麻市で鹿、イノシシ1頭当たり1万円、カラス1羽1千円、捕獲頭数は651頭、予算額633万円、平成26年度はカラスはありませんでした。

桂川町でイノシシ、鹿1頭当たり1万円、捕獲頭数171頭、予算額171万円、直方市でイノシシ1頭当たり1万円、捕獲頭数46頭、予算額46万円、宮若市、小竹町、中間市、遠賀郡は単独の補助はありませんでした。また狩猟免許取得に掛かる経費の助成で飯塚市、嘉麻市は県の単独事業の上限9500円、直方市は上限5万円、宮若市、岡垣町は上限1万

円の助成をしております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

只今答弁を頂きましたけれども、やはり鞍手町だけでなく多くの自治体でかなりの被害が出ているということで、これだけ答弁があったように各自治体単独での対策を打っています。鞍手町としては現在までは国の政策に基づいて駆除する場合も、イノシシ1頭当たり8千円という金額で26年度は55頭のイノシシを駆除出来ているわけですがけれども、先程も言いましたようにイノシシはどんどん増えるばかりで、イノシシ算とは言いませんけれども、ネズミ算方式で増えていくばかりで、何とか防止するだけでなく、駆除の方向に町としても考えるべきじゃないかなと思っております。

聞くとところによると国もそういう方向に動いて、今までは柵等の資材について支給の補助金を出していたようですが、今後は駆除の方向に力を入れるという話も聞いています。それで鞍手町としても他の自治体に習って町単独で、例えばイノシシ1頭当たり7千円とか1万円とか、国に習って8千円とかという助成をしたりして、カラス1羽について500円とか、1千円とか、嘉麻市もカラス1千円助成しているようですので、そういうことを考える時期に来ているのじゃないかと思われまます。

また先程も言いましたように狩猟免許についても、高齢の方も多くて、カラスを撃つと来てもらっても銃で撃つ場合は2人が1組でないと撃てないのです。なかなか2人が揃わなくて撃つことが出来なかったりとか。また、カラスは頭が良くて狩猟者の車を覚えていて車が来た時点で弾が届かない地点まで逃げると。散弾だと30mくらいしか届かないらしいのですけれども、50mから7~80mくらい離れた所で様子を伺っているそうです。そういうこともあって、例えばカラスについて言いますと、カラスも箱罾というのがありまして、小屋みたいなものを建てて、その中に餌とか水場とか作って、上から入ると中から出られないような仕掛けがあります。これは県の畜産課の方でも箱罾の作り方とかをホームページで提供していますし、農業新聞等でもそういう作り方を記事として載せていたこともあるようです。

カラスを駆除する場合に銃だけでなく箱罾、仕掛けも十分有効のようですので、駆除するために捕獲をすれば町として補助金を出したり、また罾を仕掛けるために直方市が免許取のために補助しているように、当初免許取得時に5万円程度の費用が掛かるようですので、それを補助するというのも考えることが必要ではないかなというふうに思いますが、町長答弁のほどお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。今のところは本町におきましては頭数がそんなにそ

こまでとは考えてないのですが、今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次の質問ところの答弁でしたので。

検討するというようなことですが、先程町長は別の質問者の時に今日は庁議を行って質問者についての質問には善処するようにと、各課の課長に申し添えましたというような答弁がありました。

検討というよりも善処も良いのですが、これだけ、ぶどうでは800万円からの被害が出ているわけですから、稲についても200万円、合計で鞍手町は1千万円以上の被害が出ているわけです。今後このままであれば恐らく被害額は増えることも考えられますし、まだイノシシについては最近聞いたお話では、ある区では夕方にはすぐ人家の近くにイノシシが出没すると、うろうろすると。非常に危なくて区の常会を毎月夜にしていたのですが、これを危ないからということで昼にするということもあっている区があります。ですから、そういう農作物の被害だけでなく人的被害が起こる可能性もあります。

検討するというよりも早急に、近々に対策を打っていかないと人的被害が起こった後でも私は遅きに失するということになりかねないのではないかなと思っております。そういう地域もありますので、先程言いました補助について、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

分かりました。ちょっとうちの財政と担当課の農政環境の方とも協議をしながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程答弁を先に頂きそうになりましたが、捕れた頭数の後のことですが、町の方で助成をして頂き、頭数が増えれば私はその処理について自家消費とかだけでなく、何か処理方法を考えることが必要になるのではないかとということで、これは町から助成が出て頭数が増えたことを想定した質問ではありますが、このことについて答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えします。今のところは費用対効果を考えますと頭数がそこまで行ってないのではないのかなと認識をいたしております。

今後の状況を見ながら、いま議員がおっしゃったことにつきましては考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

是非このことは頭数が増えたということが前提でありますので、頭数が増えるように是非とも町の対策、助成を考えて頂きたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

町民相談窓口「鞍手のとびら」と非常勤特別職参与についてです。この町民相談「室鞍手のとびら」は町長が当選された25年3月定例会、最初の定例会の所信表明の中でめまぐるしく社会情勢が変化し、地域主権改革等が進められる中では、基礎自治体が住民の皆さまに最も身近な行政として有効に機能しなければならないので、町民の要望や意見、苦情等を聴取する町長直轄窓口として「鞍手のとびら」を設置するというふうに述べられています。

それで25年6月に設置をされてから現在までの相談件数と相談内容についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

その相談件数と相談内容につきましては担当課であります、政策推進課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えします。「鞍手のとびら」の相談件数は平成25年度は要望に関する相談が36件、苦情に関する相談等が26件、その他の問い合わせ等で68件となりまして、合計で130件となっております。また平成26年度は要望に対する相談が11件、苦情に対する相談が13件、その他の問い合わせが5件、合計いたしますと29件となっております。

また、個々の相談内容につきましては、プライバシーの問題等もありますので差し控えさせていただきますけれども、大きく分類いたしますと除草、草刈り等に対する相談やゴミの焼却や野焼きに関する相談等があります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

25年度については130件、26年度については29件と、相談件数は26年度は減ってきていますが、それでも「鞍手のとびら」があることによって町長が最初に所信表明された時に言うような、行政としての機能が発揮されているのではないかなというふうに思います。

それで26年度はいきなり件数が減っているのですが、27年度はまだ年度途中ではありますが、相談内容、件数が分かりましたらお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

27年度につきましては、まだ相談件数はあっておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

「鞍手のとびら」の現状ということでお尋ねしますけれども、町民相談窓口としての「鞍手のとびら」の開設及び事務に関する要綱というのがありまして、その中で町民相談室は役場内において「鞍手のとびら」を開設する場所を言うが、以前は議員控え室の裏にあったのです。それが今あるのか把握は出来ていません。どこで開設しているのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

以前の二階の旧会議室を相談窓口としておりますが、現在は国勢調査の関係でその場所は国勢調査の場所として使っております。相談窓口につきましては、相談があった場合につきましては、窓口としましては政策推進課が窓口となりまして、その相談内容に沿って所管が対応させて頂きたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程の要綱の中で「鞍手のとびら」職員ということ町長直轄の職員が配置されているようになっています。ですから窓口が政策推進課でいいのかどうかというのがありますが、その直轄職員としての「鞍手のとびら」の職員が配置されているのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

以前この「鞍手のとびら」の相談役として就任頂いておりました職員につきましては、一身上の都合によりまして昨年11月27日に退職されております。次の相談役としての職員についてはまだ未設置でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それで辞職されて10ヵ月くらいになりますが、町民からの要望、意見については政策推

進課で受けているということですが、残念ながら折角町長が所信表明をされた中で身近な相談窓口として設けた「鞍手のとびら」ですが、今のところ閉鎖されているというような状況になるのですが。そういう理解でいいですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

当該職員の退職後は後任者を探してはおるのですが、現在のところまだ適任者がおられないというのが現状でございます。つきまして先程課長が申しましたように政策推進並びに所管各課で対応いたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

参与の報酬等を決める議案質疑、26年度6月定例会の中で私自身は参与という職を設けるよりも職員で対応したらどうかというような質問をしました。そうした時に町長は職員ではなくて町長直轄の専任の人が必要なのだと。それが私の政策を推進する上で必要だということで、町長も是非とも必要だと力が入った答弁で言われていたのですが、残念ながら5ヶ月ほどで退職されて今に至っているわけです。今のお話ですと最終的には苦情その他要望については職員で対応しているということであれば、私が当時質問しましたように職員でも良かったのではないかなというふうに思っておりますが、どうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

昨年の11月27日に退職をいたしました当該職員でございますが、1つは防災関係の専門的知識や経験を、また様々な見識を有しておられました。ですから私の「鞍手のとびら」として、また私の相談役としても任命をしたというのが経緯でございます。

とは言っても先程言いましたように、それなりの全てを網羅した今のところ適任者がいないという現況でございますので、先程申しましたように各所管で対応しているというような状況下でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今回の一般質問の中にも台風15号に関する防災の質問が目白押しなのです。防災の担当の参与は居ませんでしたけれども、いろいろと問題点も指摘されたり、反省点もあったりということで考えるところもあるようですが、しかし参与は居なくてもそれなりの対応はしてきているわけです。ということは本当に参与は、例えば今回の台風15号に関して参与が居ればまた違った結果になったのかどうか。本当に参与という役職ポストが必要だったのかど

うかももう一度お尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

昨年の6月議会におきまして、参与職を設ける際に皆さま方にご審議の上ご承知頂いております。その時に参与職の設置の目的や必要性についてご説明をしておったかと思いますが、今もその設置に対する目的や必要性、思いは今も私は変わっておりません。適任者がおられれば設けたいという思いは変わっておりませんので、変わっておりませんということを答弁したいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町長の思いは分かるのですが、適任者がいれば参与を付けたいということであれば、逆に言えばもう10ヵ月経っても町の行政はスムーズに運営されているというふうに思います。そんなに緊急に必要なポストというふうには感じられないのです。前任者の方はまさしく町長が言われるような適任者であつたらうと思ひますし、また今後前任者のような方が見つからないということも分かりますが、むしろ私は参与というポストは今後本当に必要かどうかもう一度検討が必要ではないかと考えますが、その辺はどうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いろんなことを踏まえてご質問、意見を頂きありがとうございます。

議員がおっしゃるように、いろんなことを踏まえて、私も3年目に入りまして、いろんなことが。当初町長にならせてもらった時とは今とはやはり大分経験も積んで参りましたし、いろんなことも大分分かって参りました。本当に貴重なご意見ありがとうございます。今の議員の意見をしっかりと踏まえながら善処していきたいと思ひております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

私自身は参与というポストだけでなく、ということよりもむしろ参与というポストについて頂く際に議会の承認も必要なく、参与というポストに付けているということ事態が私は問題ではないかなというふうに思ひました。ですから当時報酬と費用弁償に関する条例の変更については反対をしたわけですが、先程町長の答弁がありましたように、いろいろ参与について検討して頂いて、必要なければ必要なしということで私は良いと思ひますし、またどうしても町長が付けたいと。この人に参与をお願いしたいということがあれば議会の

承認を得られるような形で条例の改正なりをして頂いて、そういうことも検討して頂ければというふうに思いますが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

もう一度内部協議をしたいと思いますのでちょっと時間を頂ければと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは、これで私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

次に2番議員 須藤 信一郎君の質問を許可します。

○2番 須藤信一郎君。

通告に従い質問をいたします。

北九鞍手夢大橋の問題点についてお尋ねします。

3月議会において須山議員が質問されていることと重複するかも知れませんが、よろしくお願ひします。

交通量のかかなり多い道がありながら信号機もなく、道路の型として使用者側からするとかなり注意を要する形状になっており、交通事故も頻発しております。確認したところでは4月から7月31日までの間に人身事故4件、物損事故3件、合計7件の事故が取り付け道路において起こっていると伺っております。8月分を合わせると恐らく10件近くになっているのではないかと思います。

私自身も中間方面から右折する際にひやっとしたことが2度ほどありました。

鞍手夢大橋の構想から10年、夢叶って完成した渡河橋が北九州～鞍手側共に未完成の状態であり、まるで両腕をもぎ取られたような状態であります。とても北九～鞍手夢大橋などと言える状態ではありません。

町長は本意ではないが町道を県道に格上げして、法的に強制執行もあり得ると述べられておりますが、話の進展具合はどうなっているのでしょうか。

取り付け道路の問題は交通問題としても経済問題としても早急に対応すべき問題であると考えますが、途中経過も含めてどのような進捗状態にあるのかお伺ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

用地取得の進捗状況につきましては事務的なことでございますので、まず建設課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えします。

北九鞍手夢大橋取り付け道路の用地取得につきましては、直方県道整備事務所が行っております。用地交渉は平成19年12月から5名の地権者に対し行っております。内4名の用地買収は平成20年2月中旬には完了しております。しかしながら残り1名の地権者に対する用地交渉につきましては、平成19年度は2回面談し、用地交渉を行っております。

平成20年2月には当時の副町長が地権者と面談し、用地交渉を行っております。

また、この数日後には地権者の親戚に当たる町の職員が面談し、強制収用によるデメリットについても説明を行っております。

平成20年度には電話での交渉を1回行っております。また、平成21年度は3回面談し、県の職員の着任及び転勤の挨拶と事業に対する誤解の陳謝を行っております。

平成22年度は2回面談し用地交渉を行っております。また、5月には当時の町長並びに前副町長が地権者と面談し用地交渉を行っております。

平成23年度は10月に一度面談し、用地交渉を行っております。

平成24年度は9月に一度面談し、用地交渉を行っております。また、平成25年度は4月に一度面談を行いまして用地交渉を行い、その時に代替地の提案を行いましたが、5月からは弁護士を通しての交渉となりました。弁護士とは電話で2回、面談は3回、年度末には地権者と弁護士立ち会いの下、県議並びに麻生事務所の所長が同席の上で用地交渉を行っております。

26年度は弁護士とは電話で2回、面談は4回、内3回は県議同席で行い、用地単価の説明及び不動産再鑑定結果について説明を行っております。

また、地権者とは県議同席の下、2回面談し用地について交渉を行っております。

平成27年5月末には弁護士と面談し、不動産再鑑定結果に対する地権者の考えを確認しましたが、納得していないとの回答でございました。

これ以上は交渉を行っておりませんと県より報告を受けております。

以上が用地交渉についての経緯でございます。

○議長 星 正彦君

須藤信一郎君。

○2番 須藤信一郎君

今年に入っても弁護士さんとお話をされておるようですが、問題点のネックになっている状況についてお聞かせください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

この用地交渉につきましては、今課長が答弁いたしました。これは県の情報でございます。私も就任させて頂きまして本当に何度も足を運ばさせて頂きました。いろんな話をしたのですがなかなか平行線で、地権者が言われている内容というのは、つまり金額的単価が合わないという、その部分をおっしゃっておられます。ですからその部分においては当然のことながら県が収用を行うに至っては、隣の土地までは県が収用を行っておりますので、その単価と同じ単価しか当然のことながら言えません。ですからその単価を、今交渉している相手さんから言わせるならば隣の土地の約倍くらいの単価を言われているのです。その辺の単価が合わないというところが1つのネックで、交渉が難航しているという状況下でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

須藤信一郎君。

○2番 須藤信一郎君

単価が合わない。町長のおっしゃるには約2倍というような、常識で考えてやや疑問に思うような額であります。住民にとりましてはこの取り付け道路の遠賀川の土手に出る場合、また入って来る場合非常に迷惑をしております。信号機も勿論ありませんし、この信号機については大橋から近いということで設置出来ないということでありましたが、その後県の土木事務所の方は具体的に何か解決の方法を持っているのでしょうか。それをお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

一つはかぎ型になっている道ですが、今須藤議員がおっしゃいましたように橋を渡ってぶち当たった所に信号が付いております。その信号から鞍手に入って来るかぎ型になった道ですが、ここまでの距離が短いものですから、言われるように警察の方から信号は不可能だという状況でございます。

今のところは大型車も通れないような、あの道は大型車は通ってはいけないという状況でございます。

今県と交渉してはいるのですが、県にあそこに予算付けをして頂いて、大型車が通れるような工事を今年の秋10月くらいから取り掛かりたいと県の方から申し出はあっております。

以上が今のところはそういう状況下でございます。

○議長 星 正彦君

須藤信一郎君。

○2番 須藤信一郎君

県の土木事務所の方で何らかの対策を考えていると。年内に大型車が通るような改良を行

うということですか。

改良するというのも一つの方法でしょうけれども、この道は鞍手町にとりましても本来直線でもってくるのがベターであり、当初の計画どおりに仕上げるということが何よりも課題であります。

弁護士さんと一度、今年の5月に話し合いをしたということですが、4月以降町長の方で何かそういう対応というのをされましたでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それ以後も先方さんと協議をさせていただきました。

その時に一つは、あそこの土地を真っ直ぐにするにはどうしたら良いのかということをお私に考えたのですが、要は単価が合わなければ何らかのお金を作ってきて地権者にお金を渡すということではできないのです。

次にどういう打つ手があるのかと申しますと、強制収用ということになるかと思えます。

強制収用となりますと、これが県とも協議しているのですが、そこまで行き着くだろうかという状況にあると、県の方から強制収用もできるだろうかというところの話は県の方から伺っております。

今のところは時間を掛けて交渉するしかないのではと思っております。今いろいろな政治的な動きで、いろいろなことを考えながら打つ手は打っております。これはまだここで言えることではないと思えますので、これは時期を追って述べたいと思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須藤信一郎君。

○2番 須藤信一郎君

先程3月号の議会報告にも書いてありましたけれども、県道に移行して強制収用するという道も考えているということでしたが、県道になりましたら強制収用ができる状況になるのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これはかなり法的レベルの高い話でありまして、私がここでどうの、こうのと言うと間違っていたらいけませんので、その辺のところは県と弁護士がいろいろ協議されていると思います。その辺のところを私がもう1度確認してお話を申し上げたい。ここで迂闊なことを言うといけないと思えますので、ちょっとお時間を頂いてもよろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須藤信一郎。

○2番 須藤信一郎君

いろいろな方法を考えながらやられているとは思いますが、話が一行に進行しないし、橋の計画案が持ち上がって約10年だそうですね、10年間結論としてはこの問題はおざなりにされてきたわけです。その間に毎年今説明がありましたように、相手との調整をやってはきているのでしょうけれども、根本的には直線でもってきて本来の計画どおりの道を作るということが一番必要なことだと思います。その点について町長はどのように考えておられるのか。また難しいかも知れませんがまたどういう方法を講じようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

何もしないでほったらかしているわけではございません。私も何度も足を運んでおりますし、先程も申しましたけれども別の案件もひっくるめて総合的に政治的な判断でいろいろと協議をいたしております。

ここでなかなか言えない秘密事項もありますので。これだけは分かって頂きたいのは、ただほったらかして何もやっていないということではありません。いろいろと手を打っている状況下でありますので、これが進展いたしましたらご報告申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須藤信一郎君。

○2番 須藤信一郎君

ほったらかしているという言い方はちょっとよろしくなかったかもしれませんが、どちらにしても一住民として私が聞いている話でも、あの道路は危ないということが一番の問題点でもあります。

年内に取り付け道路付近の大型車も通れるように工事をすることでしたが、何か信号に替わるようなものを取り付けるということをして頂ければよろしいかと思いますが、その点はどのなのでしょう。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

先程も町長が言われましたように、信号というのは無理なのですが、入り口が分かりにくいということで、町の方からは路面のセンターに点滅するような夜間入り口が分かりやすいようなそういったものも検討して下さいということで県の方には投げ掛けております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須藤信一郎君。

○2番 須藤信一郎君

それに対する返答は頂いていないということですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

今のところまだその回答は頂いておりません。

○議長 星 正彦君

須藤信一郎君。

○2番 須藤信一郎君

いろいろ問題点はあると思います。10年にわたって計画されてきたものが、今日の状態であるわけですから是非早めに解決できるように、徳島町長の在任中に是非解決していただくようお願いを致しまして。また危険性の点についても土木事務所の方に要請をして、安全なことに仮の間はいくらかはなるように取り扱いをよろしくお願いしておきます。

次に安保法制の問題についてお尋ねします。

安倍内閣の上程したこの法案により、戦後70年培ってきた平和への流れが覆されようとしています。明治以来富国強兵政策のもと、近隣諸国に迷惑を掛け続けてきたこの国の在り方を反省して、現在の日本国憲法は生まれております。国の進むべき重要な方向性を変えるのであれば、法的に正式な手続きを踏んで憲法を変えてから、今回のような集団的自衛権の問題に取り組んで頂きたいと思っております。

安倍総理の政治手法を見ておきますと、ところどころに不条理があります。今回の安保法案だけではありません。2020年のオリンピック誘致の際の安部首相の発言もそうであります。福島第一原発についてこう述べられております。

私は皆さんに約束する。状況はコントロールされていると発言しています。

英語でアンダー、ザ、コントロールと述べられております。

現実は今に入っても汚染水漏れのニュースは何度も伝えられるなど、とてもコントロールされているとは思われません。

世界にアピールするために、このような嘘を平然と述べる安倍総理の神経に唾然とさせられます。

2番目の発言が今回の安保法制の問題です。まず国民に説明をし、国会に上程すべき問題を今年の4月、アメリカ議会に於いて、今年の夏までには必ず成就させますと発言し、約束してきたことでもあります。アメリカ議会では受けたかもしれませんが、自国の国民、国会を通り越して、他国の議会で約束してくるなど、まさに国民を愚弄する行為であります。

安倍総理の頭の中はどこか少しおかしいのではないかと疑わざるを得ません。

残念ながら衆議院では強行採決されてしまいました。

参議院では連日審議が続いております。様々な矛盾点が露呈されています。

憲法学者も多くの方々が憲法違反だと指摘されております。

8月30日、国会周辺では12万人もの人々が抗議の声を上げました。70年安保以来のことだそうであります。

私も直方の須崎公園で実施された集会に参加いたしました。約200名の方々が参加しておられました。全国では定かではありませんが100万人に近い方々がこの集会に参加されたことと思われます。夜東京のニュースをテレビで見ましたが、乳飲み子を抱えたお母さんをはじめとして、老若男女を問わず、あらゆる階層の方々が参加していました。

今回の参加者の特徴は70年安保のころの組織されたオルグ活動と違って庶民の自主的な参加です。特に女性達の声がかきわめて高いことには驚かされます。

このままいけばこの法案が可決される可能性がかきわめて高くなります。

戦後70年培ってきた平和憲法が、一内閣の勝手な解釈によってなし崩しにされてしまいます。

自党内に於いても戦争を体験したOBの議員の方々は、この法案に反対の声をあげています。

戦争の非情さを身をもって知っていればこそ、自衛隊を海外派兵してはならないとの思いなのではないでしょうか。

安保法案が完全に可決されてしまえば、戦後途切れなく世界のどこかで戦火を交えてきたアメリカの後方支援に、いつかは必ず行かざるを得ないでしょう。

この先2020年には東京オリンピックもあります。現在の戦いは遠い戦場だけの戦いではありません。イスラム諸国を敵にまわすようなことにでもなれば、国内でのテロの可能性も充分あります。相手を攻めれば必ず報復を受けます。

国内に於いても決して平和を享受することはできません。

現在の豊かな日本を見るときに、この故郷のみどり豊かな山河を見るときに、先の大戦で亡くなられた300万を超す先輩の英霊に対して、自主防衛はしても2度と戦地に自衛隊を送ってはならないと思うのは私だけでしょうか。

鞍手町内にも自衛隊のOBの方がいらっしゃいます。また現職の自衛官の方もおられます。

町長の立場としてこういった方々に戦場に行って戦ってこいと言えますか。

もちろん町長が命令を出されることはないでしょうけれど。これから先、ご自分の子供や孫が戦場に行くことになるかも知れない。そういった時代を創ってもよいのでしょうか。

多くの国民が納得のゆく迄もっと時間を掛けて考えるべき問題であると思います。

本来国防の問題は国政の問題であり、町議会で取り上げる問題ではないのかもしれませんが。しかし、広義に考えれば国民一人一人に関わる重大な問題であります。

難しい問題ではあると思いますが、町長の立場でどのように考えられるのかご意見をお伺いしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私は地方行政を預かる長といたしましては、行政でもありますので私は中庸でなければならないということをまず申し上げておきたいと思っております。それと今議員がおっしゃいましたことは、国政レベルの話でございますので、私がここでどうのこうのと言う立場ではないかとも思っております。

ただ、今の政府与党議員の皆さん、そして野党議員の皆さん全部で700数十名国会にありますが、おそらくどの国会議員の皆さんにお尋ねしても、日本は戦争したいのとお尋ねしても、おそらく100%戦争なんて絶対反対だというのが、国会議員全ての皆さん方のお考えではないかと思っております。当然私もそうでございます。

ですからこの件については現在安保法案も国会で審議中でございますので、地方行政を預かる者としては、それを注視しておきたいという考えであります。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

須藤信一郎君。

○2番 須藤信一郎君

9月27日には結論が出ますが、鞍手の地に於いても戦争当時の何々伍長であるとか、曹長であるとかといったお墓があちこちにあります。戦争を仕掛ければ必ず報復を受けます。これだけはどうしても注視をして2020年のオリンピックを迎えなければならないと思っておりますけれども、町長のおっしゃるとおり国政の問題であり、これ以上は追求いたしませんけれども、皆さんに是非お考えを願いたいということを最後に強調いたしまして、私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で須藤信一郎君の質問を終了します。

次に12番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

○12番 須山 由紀生君

12番 通告に従いまして質問をいたします。

最初にくらて病院の現状と今後について質問をいたします。

現在のくらて病院は平成25年4月から独立行政法人くらて病院となりました。それまでは昭和40年4月より約50年間、鞍手町立病院として長い間運営されてきています。

その間全面改修や増築工事、また駐車場の拡張など多くの改善をされてきていますが、それらも周囲の環境や町民の皆様の病院に対する必要性等を考えると、かなり限界にきているのではと思われまます。

1番最初の川野議員の質問の時の答弁にありましたように耐震補強もないという答弁でありました。一番問題なのは総合病院としての機能がなされていないということです。

小児科や皮膚科、眼科等が週に1、2回の予約制で急を要する時にはかなりの問題があるようです。特に乳幼児は予約をして診療をしてもらうというケースはなかなかありません。

突然熱が出たとか、異物を誤飲したとか、湿疹がでたとか、いろいろな症状で急に病院に行くケースが度々あると思います。

私の孫も町内に住んでいますが、何かあれば中間の小児科までちょくちょく連れて行っているようです。近くに小児科がないので非常に便利が悪いのが現状です。

これでは小さな子供さんを持った若い人は鞍手に、新たに移り住もうという気にもならないのではないのでしょうか。これからこの鞍手町で育っていく子供達のためにも常勤のドクターを配置し、何かあったらいつでも対応できる診療形態、特に小児科の診療形態の移行を考えられておられますか、町長にお伺いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

とりあえず答弁といたしまして、くらて病院の現状と今後ということでアウトラインを少しお話申し上げたいと思います。

鞍手町はくらて病院の業務運営に関するくらて病院中期目標を定めております。その中に不足する医療機能の補完といたしまして眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科は外来にて診療を継続し、需要動向により診療日数の増加を図るとともに、新たに小児科の外来診療の提供を目指すことと明記いたしております。

その中期目標を踏まえて、今まで未実施であった小児科を週2回外来を開設いたしております。その他にも泌尿器科等の診療日を増やし、整形外科は常勤1名態勢から議員が言われたように常勤2名態勢を今年の1月から実施をいたしております。また救急医療体制もより多くの患者の受入が可能になるように、平成27年今申しましたように1月より宿直を内科系医師1名と外科系の医師1名の2名態勢にいたしまして、強化をいたしまして、そして看護師を2名態勢、薬剤師、検査科、放射線科も宿直回数を増加させて配備をいたしているところでございます。

それから地方独立行政法人制度の特徴である自主性、自立性を最大限に発揮した法人運営を心掛けており、質の高い医療介護の充実及び財政の健全化に取り組むことで、地域住民の期待と信頼に応えるべく法人づくりを目指しているところでございます。

今後もくらて病院が地域住民の医療ニーズに即した形で、業務運営できるように小児科などの診療内容を含めた見直しも考えて行きたいと思っております。

それから食事が美味しくないとかいろいろ伺っております。それとか看護師さんの対応、ホスピタリティというのですが対応の部分に於いてもいろいろなことを伺っております。それに於きましても、それこそ私が先週指示をいたしました。そういった細かいいろいろな部分に於いて患者さんというのは、そこを頼って来られますので、やっぱり同じ目線に立ってしっかりした病院づくりをやっていかなければいけないと考えております。

まずは前段の答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

どうもありがとうございます。いつも議会等で急患に対する対応とか町長のご意見を聞いています。私も今答弁されたように町長の思いも良くわかります。是非先程言われたホスピタリティー、横文字が出ましたけれども、厚遇精神とでも言いますか、いつでもどこでも患者さんに対応できる病院に是非していただきたいと思いますと思っております。

次に移転、建て替えの考えについて質問をいたします。

現在駐車場が非常に狭く立地的にもかなり寄り付きにくいという難点があります。駐車場を拡張するにしても、今の場所では物理的にいっぱいであろうもないというのが現状ではないでしょうか。建て替えについては先程の川野議員の質問の答弁にありましたが、これは私の提案なのですが、昨年の9月議会でも提案をしましたが、現在の鞍手中学校や中央公民館、体育館等があるあの辺り一帯に庁舎も病院も移転して、一極集中型の庁舎街にしていくという考えを、私は9月議会で申し述べさせていただきました。

町長がいつも言われていますコンパクトシティー化構想だと思います。再度この件につきましてお伺いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

川野議員さんのときも冒頭に答えたと思いますが、くらて病院の成り立ち、そしてなぜ建て替えをしなければならないのかということ、コンパクトにまとめておりますので、私が宙でしゃべると漏れがあるといけませんのでちょっと読みたいと思います。

くらて病院は昭和40年に旧三菱新入鉱業所総合病院としてあったものを、鞍手町が継承いたしまして、これまで48年に東病棟を建設、昭和56年に南病棟を増築いたしまして、平成13年には介護老人保健施設を併設した長期療養型病床群新館を建設し、現在に至っております。

くらて病院はこれまで鞍手町民はもとより、周辺地域住民の医療を担う中核病院として存続してまいりました。

これからも鞍手町民、そして地域住民の医療を支える大変重要な病院としての機能を充実させていかなければならないと思っております。

ただこれまでの全面改修や増築などにより、新館病棟以外の病院診療施設や病棟については、新耐震基準を満たしていない状況下でございます。また病院敷地の地中には石炭層がはしっており、過去に石炭層に火が入ったことによりまして、医療サービスに支障をきたした時期もございました。このような現在のくらて病院は耐震基準を満たさず、老朽化も進み、更に敷地に不安を抱えるような状況下となっておりますので、町長就任時より病院の移転、建て替えについては実は考えておりました。これは柴田町長からも伺っておりましたので、私もできるだけ早く移転、建て替えをしたいと思っております。建て替えの位置につきまし

では先程も申しましたように、現在の敷地は不安をいろいろと抱えている状況下でございます。

それともう一つは面積的にも不十分でありますので、建て替え期間中の入院患者さんや受診される患者さん達のことを考えますと、新たな場所に移転、建て替えをすることが望ましいのではないかと考えております。

移転先については機会あるごとに私が申し上げております鞍手インターチェンジから北九鞍手夢大橋へ繋がるL字状の主要道路路線のいずれかが、今議員が言われたように、私もかねてから申しておりますコンパクトシティー化、これは一つに於きましては国、県がこれを推奨している部分もございます。

コンパクトシティー化をやることに於いては、予算付けをしますよという部分に於いても国の指針に沿ったやり方をやらないと、裏を返すと予算は付けませんよという言い方もあるようでございます。そういったことも考えております。

病院の建て替えとなりますと冒頭でも申しましたように、多額の事業費が掛かります。

財源についても国及び県の交付金をフルに活用するとともに、平成32年度までは過疎債を活用することができますので、この有利な財源を私としては見込んで、冒頭に申しましたように考えております。その期限が平成33年3月末までとなっておりますので、病院の移転、建て替えに要する基本設計や建設工事期間などから逆算しますと、余りそんなに時期がたくさんあるわけではございませんので、本年度からいろいろな部分に於いて取り掛かっていかなければいけないのではないかなど考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

分かりやすい前向きの答弁をありがとうございます。

今後、鞍手町が人口減少、高齢化社会を豊かに生き抜き、自治体消滅の危機から脱却するためにも、このくらで病院の本当の意味での総合病院化は必要不可欠な条件の一つとなってくるのではないかと考えております。乳幼児からお年寄りまで全ての町民が安心して利用出来る医療体制は1日でも早く構築されることをお願いしまして、次の質問に移ります。

次に室木の谷ノ山周辺の町有地について質問をいたします。

現在谷ノ山周辺の山林一帯が町有地だと私は聞き及んでいますが、この辺りはどこにどういうふうにあるのか分かりませんので、そういった概要とといいますか、広さ、位置的にはどの辺になるのか、単に山だけなのか、平地があるのか、寄り付きの道路があるのか、その辺が分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

概要については、総務課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えします。所在地は鞍手町大字室木字谷ノ山205番1であります。登記地目は山林で登記地積は42万8017平方メートルであります。

取り付け道路ということですが、取り付け道路は直接入れるような道は小さな道で、平成22年の国勢調査の段階で、用地内に6世帯13名が住まわれております。そちらが生活されるだけの小さな道があります。以上です。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

6世帯が生活されている詳しい場所というのは分かりますれば教えていただけますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

室木の宮田越から宮若市の方に行くときに右に下って行く道があり、通称おきぐれ谷というところなのですが。以上です。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

アグリの堆肥を処理するところの向こう側ですね。あの辺の山が全部町有地だということですね。分かりました。

次に入手の経緯といたしますか、今の説明の土地、山林がどういった事情で入ってきたのか分かれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

入手の経緯ということですが、平成14年に当時の所有者でありますダイナミックインベストメント株式会社より寄付の申し出がありました。平成14年12月に所有権移転登記により鞍手町の所有となっております。

当該土地は昭和50年の臨時石炭鉱害復旧事業による谷山ため池復旧事業用地として、平成13年度に事業主体でありましたNEDO北九州事業所が予算措置され、平成14年5月に事業用地の分筆、所有権移転登記がされた谷山ため池復旧事業用地の残地の土地であります。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

その谷山池も町有地の一角というわけですかね。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

谷山池のパイプラインに関しましては、農政環境課で管理をしております。特別会計を設けて予算を組んでおります。町有地でございます。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

大体概要がわかりました。ありがとうございます。

この広大な町有地を何も活用しないのは非常に勿体ないような気がしますが、鞍手町の発展に繋がる有効活用の計画等がありましたら教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、結論から申しますと、今のところは活用方法はないのです。実は私も水曜日の一般質問が上がりまして、その後に現地に行ったのですが、雨が降ってしまして入れるような状況でなく、本当にあそこは山でこの様な恰好では入れるような状況でなかったものですから。

それとどこまでが境界なのかも正直、私もまだ把握していないような状況で、一度傾斜がどうなっているのかとか、どのような形状の土地なのかとか、正直私も具体的には把握しておりません。

そういったところもちゃんと調査をいたしまして、折角約13万坪ほどありますので、これを何か活かせればそれに超したことはないと思っております。

今後も議員さん方のお知恵も借りながら、もし良い案があれば活用して行きたいと思っております。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

町長ご自身も山を見られて、広大な山を良い知恵を絞って有効活用ができればと思っております。これで私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で須山 由紀生君の質問を終了します。

これですべての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日8日を休会としたいと思います。

これにご意義ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日8日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 16時59分

平成27年鞍手町議会第4回定例会会議録（第4号）						
平成27年 9月17日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成27年 9月17日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
平成27年 9月17日 午後1時38分				星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	11	岡 崎 邦 博	出 欠
	2	須 藤 信 一 郎	出 欠	12	須 山 由 紀 生	出 欠
	3	川 野 高 實	出 欠	13	須 藤 敏 夫	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	竹 内 利 一	出 欠		
	欠席 0人	6	田 中 二 三 輝	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	鯉 坂 省 治	出 欠		
		9	栗 田 幸 則	出 欠		
	10	久 保 田 正 之	出 欠			
会議録署名 議員	5	竹 内 利 一		6	田 中 二 三 輝	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務 局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	白 石 秀 美	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	森 茂 樹	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	守 田 純 子	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成27年第4回鞍手町議会定例会議事日程

9月17日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第83号 平成26年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
(決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第88号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第91号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出
決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第92号 平成26年度鞍手町水道事業会計決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第84号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第85号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出
決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第86号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第87号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第89号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第90号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第11 議案第94号 鞍手町道路線の変更
(民生産業委員長報告)
- 日程第12 議案第73号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第74号 鞍手町個人情報保護条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第75号 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第76号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第77号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第78号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)
(総務文教委員長報告)

- 日程第18 議案第81号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第93号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の
課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第95号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事
(第2工区) 請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第96号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の変更 (総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第97号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の変更 (総務文教委員長報告)
- 日程第23 議案第98号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の変更 (総務文教委員長報告)
- 日程第24 議案第99号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事
請負契約の変更 (総務文教委員長報告)
- 日程第25 議案第79号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第80号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第82号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第28 発委第3号 鞍手町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第29 閉会中の継続事件

平成27年9月17日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第83号を議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田決算特別委員長。

○10番 久保田 正之君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第83号 平成26年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第83号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第83号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第83号 平成26年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第83号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第2 議案第88号から日程第4 議案第92号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第88号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 9 1 号 平成 2 6 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定。

議案第 9 2 号 平成 2 6 年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は、9 月 9 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 8 8 号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 9 1 号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 9 2 号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

次に、議案第 8 8 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 1 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 9 2 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 8 号 平成 2 6 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第 8 8 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 9 1 号 平成 2 6 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第91号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第92 平成26年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第92号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第5 議案第84号から日程第11 議案第94号までの7件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第84号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第85号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第86号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。

議案第87号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第89号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第90号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第94号 鞍手町道路線の変更。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第84号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第85号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第86号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 87 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 89 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 90 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 94 号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 84 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 85 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 86 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 87 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 89 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 90 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 94 号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 84 号 平成 26 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決し

ます。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第84号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第85号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第85号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第86号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第86号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第87号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第87号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第89号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第89号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第90号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第90号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第94号 鞍手町道路線の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第94号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第12 議案第73号から日程第24 議案第99号までの13件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第73号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

議案第74号 鞍手町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

議案第75号 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

議案第76号 鞍手町税条例の一部を改正する条例。

議案第77号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例。

議案第78号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)。

議案第81号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

議案第93号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成27年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第95号 鞍手町流域関連公共下水道事業新川処理分区管渠築造工事(第2工区)請負契約の締結。

議案第96号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更。

議案第97号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更。

議案第98号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更。

議案第99号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第73号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第74号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第77号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第78号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第81号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第93号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第95号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第96号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第97号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第98号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第99号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第73号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第74号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第75号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第76号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第77号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第78号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第81号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第93号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第95号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第96号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第97号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第98号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第99号について 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第73号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 鞍手町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号 平成 27 年度鞍手町一般会計補正予算（第 2 号）を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第 78 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号 平成 27 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第 81 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 27 年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第 93 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号 鞍手町流域関連公共下水道事業新川処理分区管渠築造工事（第 2 工区）請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第 95 号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第 96 号 学校施設環境改善交付金事業 剣南小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第 96 号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第 97 号 学校施設環境改善交付金事業 古月小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第 97 号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第 98 号 学校施設環境改善交付金事業 新延小学校屋内運動場耐震補強等工

事請負契約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第98号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第99号 学校施設環境改善交付金事業 西川小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第99号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、日程第25 議案第79号から日程第27 議案第82号までの3件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第79号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

議案第80号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

議案第82号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第1号)。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第79号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第80号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第82号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第79号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 80 号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 82 号について、討論はありませんか。

岡崎邦博君。

○ 11 番 岡崎 邦博君

議案第 82 号について反対の立場から討論をいたします。

今回の泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第 1 号）には、工事によって家屋に損害が発生しているかどうか家屋調査をしておらず、補償や賠償金が必要かどうか確定していない現状であるにも拘わらず、5 軒の家屋を対象に補償、補填、賠償金として 700 万円もの予算が計上されています。

地方財政法第 3 条 予算編成の条項には、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならないとあるが、この補正予算には補償や補填、賠償金が必要かどうか確定されておらず、経費の算定が出来ていないにも係わらず予算に計上されており、条項に反する恐れが多分にあると考えます。

補正予算第 1 号を認めることは、チェック機関としての議会が機能しているかどうかを問われかねず、議員として賛成することは出来ません。

よって、議案第 82 号 平成 27 年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予(第 1 号) に反対いたします。

○ 議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

熊井照明君。

○ 1 番 熊井 照明君

議案第 82 号 平成 27 年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算に関し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この補正予算は、平成 26 年度の繰越金確定に伴い、同額を工事費及び保障費に同額するものであります。

公共事業に関しましては、事前に周辺物件の状況を把握するための調査を行い、工事期間中や、工事終了時に周辺物件に支障がないことを確認するものであります。このことは、公共事業においては通常用いられるものであると考えております。

また、当該予算は、当初から鞍手町の費用負担はないことから、平成 26 年度からの繰越金を増額調整することは、会計手法としましては当然に用いられているものであると考えております。

以上のことから、賛成討論とさせていただきます。

○ 議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第79号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第28 発委第3号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宇田川議会運営委員長。

○4番 宇田川 亮君

発委第3号 鞍手町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の規則案を別紙のとおり提出する。

平成27年9月17日提出。

議会運営委員会委員長 宇田川亮。

提案理由

議会に於ける欠席の届出の取扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届出について新たに規定するものである。以上です。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

発委第3号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発委第3号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第3号 鞍手町議会会議規則の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって発委第3号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第29 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成27年第4回定例会を閉会します。

閉会 13時38分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 田 中 二三輝

議員 竹 内 利 一

平成27年9月17日

鞍手町議会

議長 星 正 彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査